



第4章 施策の内容

基本目標Ⅰ 一人ひとりが尊重される まえばし

施策の方向	主な施策
1 人権尊重・男女平等意識の向上	(1) 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた市民への働きかけ (2) 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の推進 (3) 国際理解と協調
2 互いの性を尊重する社会づくり	(4) 生涯を通じた健康づくりへの支援 (5) 配偶者等からの暴力の防止・被害者の保護・自立支援 (前橋市DV防止基本計画) (6) 女性に対する暴力の根絶

施策の方向 1 人権尊重・男女平等意識の向上

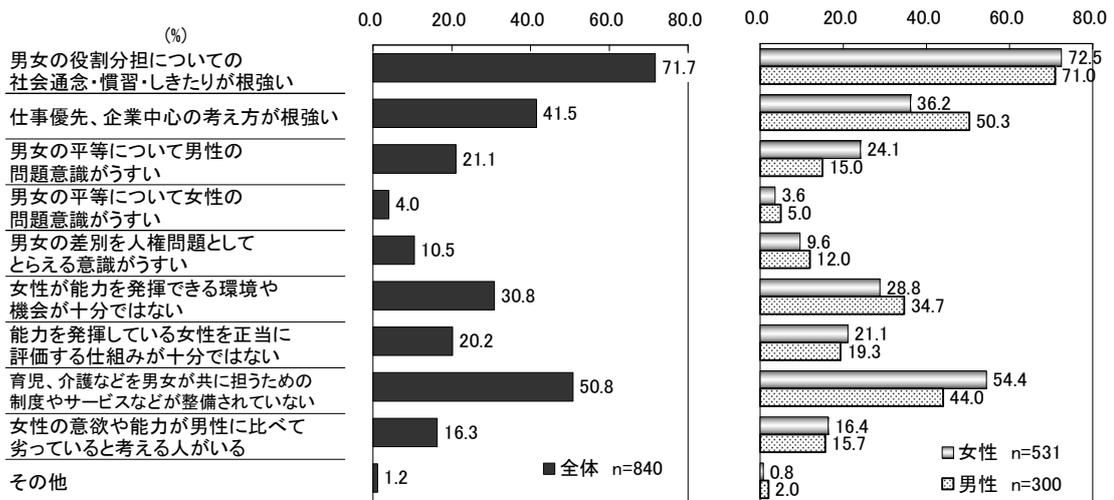
主な施策(1) 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた市民への働きかけ

現状と課題

- 市民意識調査の結果から、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担を肯定する意識が依然として根強く残っており、特に男性で根強いことがうかがえます（図表 14）。男性に対する働きかけを工夫し、＜男女共同参画は、個人に特定の生き方を押しつけるものではなく、女性のみならず男性についても生き方の幅を広げるものである＞ということを理解できるようにすることが大切です。
- 社会全体で男性が優遇されていると感じている（“男性優遇”）市民は 64.4%にものぼりますが（図表 11）、社会で男性が優遇されている原因として、「男女の役割分担についての社会通念・慣習・しきたりが根強い」が女性 72.5%、男性 71.0%と男女ともに第1位にあがりました（図表 19）。社会通念・慣習・しきたりなどで“男性優遇”とする市民は、前回調査よりも減少したものの、男女ともに 70%台となっており（図表 12）、家庭生活や職場と比べても男性優遇感が強い分野といえます。

なお、社会で男性が優遇されている原因について、男性の第2位は「仕事優先、企業中心の考え方が根強い」（女性 36.2%、男性 50.3%）をあげていることから、市民や事業者に対し、固定的な性別役割分業や企業中心の考え方を見直す機会を提供するなど働きかけをする必要があります。

図表 19 社会で男性が優遇されている原因



資料：市民意識調査（平成 24 年）

■ 平成 16 年に「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」が施行され、戸籍の変更や性別適合手術が公的に認められるようになり、「性同一性障害」の社会的認知が進んできました。しかし、性同一性障害や同性愛者など性的マイノリティといわれる人は偏見や差別、社会制度の壁に苦しむことも少なくありません。様々な立場の人々の人権が尊重されるよう理解を深めることが必要です。

取組方針と具体的な施策

- ◇ 男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるため、効果的な情報提供に取り組みます。
- ◇ 性別に基づく固定観念にとらわれない表現を、市が率先して普及に努めます。

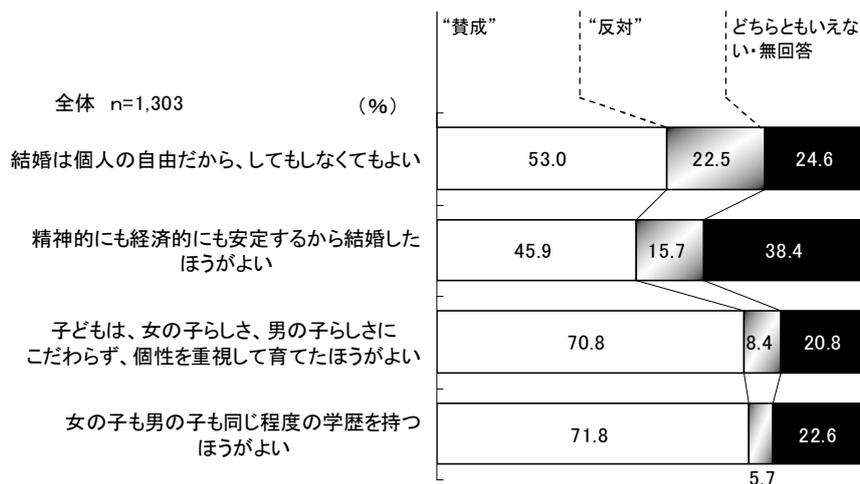
	具体的な施策	内容	指標	25 年度	目標値 (29 年度)	担当
1	情報誌・リーフレット等による情報提供	今日的テーマにも注視しながら、男女共同参画情報誌「新樹」の発行、男女共同参画に関するリーフレットの作成・配布を行います。	情報誌「新樹」の発行部数・回数	14.5 千部 1 回/年	29.0 千部 2 回/年	男女共同参画室
			リーフレット配布数	500 枚	1,000 枚	
2	男女共同参画週間行事の実施	公共施設でのパネル展示や広報紙・ホームページ等に記事を掲載し、集中的に情報提供を行います。また、アンケートを実施し、男女共同参画の推進状況を把握します。	男女共同参画週間アンケート回収数	328	350 以上	男女共同参画室
3	市の刊行物における表現の配慮	市から情報発信する広報紙や刊行物等での言葉やイラスト・写真などの表現について、男女共同参画の視点に配慮します。	各課広報連絡員への周知	1 回	1 回以上	市政発信課
			男女平等表現ガイドラインの周知回数	3 回	3 回以上	男女共同参画室

主な施策(2) 家庭・学校・地域における男女平等教育・学習の推進

現状と課題

- 市民意識調査では、結婚観（「結婚は個人の自由だから、してもしなくてもよい」「精神的・経済的にも安定するから結婚したほうがよい」）については、いずれも“賛成”が“反対”を上回りました。結婚観に関しては、従来の家制度や慣行に基づく考え方が根強く残されており、性別による固定的な性別役割分担を前提とするところも多いと考えられます。一方、子育て観については「子どもは個性を重視して育てたほうがよい」「女の子も男の子も同じ程度の学歴を持つほうがよい」に男女ともに“賛成”が圧倒的多数となっています（図表 20）。
- 大学への進学率は男子に比べ女子で低く（男子 55.6%、女子 45.8%）、大学院も女子は 6.2%と男子（15.4%）の半数に届かず、短期大学（本科）へ進学する女子がみられるなど、進学における性差は解消しているとは言いがたい状況です（図表 21）。

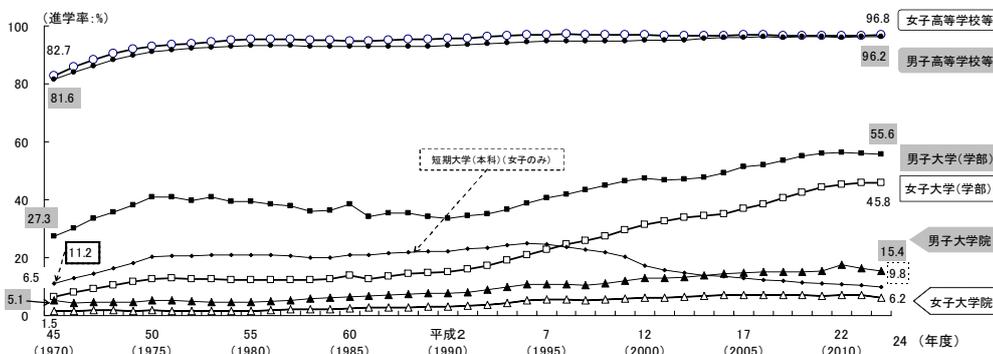
図表 20 結婚・家庭・子育てに関する考え方



資料：市民意識調査（平成 24 年）

注：“賛成”とは「どちらかといえばそう思う」と「そう思う」の合計、“反対”とは「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計です。

図表 21 全国の学校種類別進学率の推移<参考>



資料：文部科学省「学校基本調査」

注 1：高等学校等：中学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者のうち、高等学校等の本科・別科、高等専門学校に進学した者の占める比率（進学者には高等学校の通信制課程（本科）への進学者を含まない）。

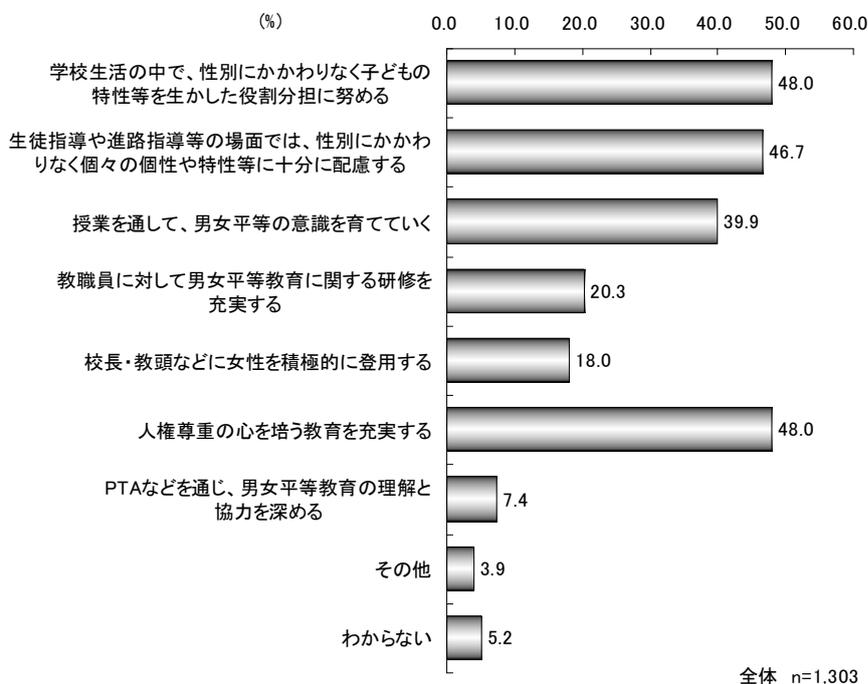
注 2：大学（学部）・短期大学（本科）（過年度高卒者等を含む）：大学学部又は短期大学本科入学者数（過年度高卒者等を含む）を 3 年前の中学校卒業生及び中等教育学校前期課程修了者数で除した比率（入学者には通信制入学者を含まない）。

注 3：大学院：大学学部卒業者のうち、直ちに大学院に進学した者の比率（医学部、歯学部は博士課程への進学者）。進学者には大学院の通信制への進学者を含まない。

■ 学校教育で重要なこととしては、約半数が「学校生活の中で、性別にかかわらず子どもの特性等を生かした役割分担に努める」「人権尊重の心を培う教育を充実する」「生徒指導や進路指導等の場面では、性別にかかわらず個々の個性や特性等に十分に配慮する」と回答しています。次いで「授業を通して、男女平等の意識を育てていく」が4割弱、「教職員に対して男女平等教育に関する研修を充実する」が2割、「校長・教頭などに女性を積極的に登用する」「PTA などを通じ、男女平等教育の理解と協力を深める」の順で続いています。

学校は未来の担い手である子どもたちを健全育成する使命を負っています。学校から家庭・地域に働きかける機会も多いことから、男女共同参画推進において果たすべき役割は重大です。学校が子どもや保護者に誤ったメッセージを与えないよう、教職員が確かな認識を持つことが必要です。

図表 22 学校教育において重要だと思うこと



資料：市民意識調査（平成 24 年）

取組方針と具体的な施策

- ◇ 男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるための学習機会を提供します。
- ◇ 一人ひとりの子どもが性別にかかわらず個性と能力を発揮できるよう男女平等の視点に立った教育を行います。
- ◇ すべての人の人権が尊重されるよう人権教育の普及推進に努めます。

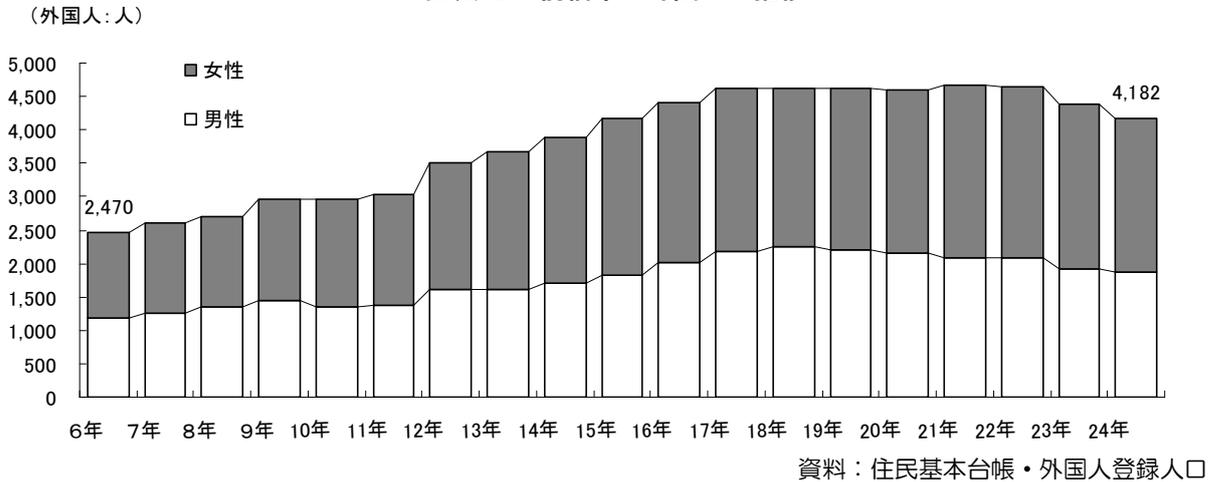
	具体的な施策	内容	指標	25年度	目標値 (29年度)	担当
4	男女共同参画に関する講座やセミナーの実施	男女共同参画に対する市民の関心と理解を高めるために講座やセミナーなどの学習機会を提供します。	受講者数	講座 510人	講座延人数 150人 セミナー 510人以上	男女共同 参画室
5	男女共同参画の視点に立った公民館における学習の推進	人権や男女共同参画をテーマにした公民館での学習機会を提供します。	公民館報掲載率 講座回数と延べ参加人数	55.7% 8回/377人 (24年度)	60.0% 10回/400人	生涯学習課 (公民館)
6	保育関係者への研修の充実	人権研修会や人権教育研修講座を開催し、保育士等の意識の高揚を図ります。	研修の回数	6回	6回	保育課
7	学校における男女の平等や男女共同参画に関する教育の推進	各学校において、性別にかかわらず個性と能力を発揮し、互いに尊重し合う学習が充実するよう、人権教育に関する研修講座を実施し、教職員の意識の高揚を図ります。	研修の実施回数	2回	2回以上	総合教育 プラザ
8	人権の男女の課題への取組	それぞれの所管部署において実施している人権教育等について、情報の共有を図り効果的な取組となるよう推進します。	人権週間での情報提供回数	未実施	1回以上	男女共同 参画室

主な施策(3) 国際理解と協調

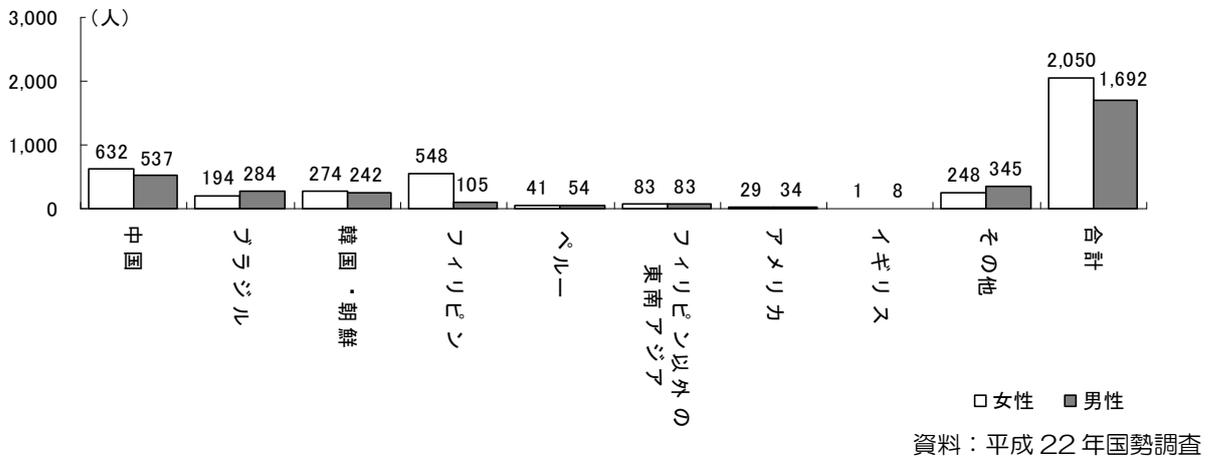
現状と課題

- 国際化の進展により本市も外国人が増加してきており、一時期は 4,600 人台にのぼりました。近年はやや減少していますが、平成 24 年で 4,000 人を超え（図表 23）、国籍も様々です（図表 24）。こうした人々と互いの文化の違いを理解し、認め合い、共に生きる多文化共生社会を形成していく必要があります。そのために、市民の国際意識を高め、各国の人々との交流を通して、市民一人ひとりが異なる文化や価値観への理解を深めるとともに、国際的取組などの情報収集及び提供に努める必要があります。
- 外国人市民が言語や風俗、習慣等の違いから日常生活で困ることのないよう安心して生活できる環境づくりが求められています。

図表 23 前橋市の外国人の推移



図表 24 前橋市の外国人住民の状況



取組方針と具体的な施策

- ◇ 異文化を理解し、共に生きる多文化共生社会の形成を促進し、国際的な人権意識の向上に努めます。
- ◇ 外国人市民が、言葉や生活習慣の壁により生活に支障を来さないよう支援します。

	具体的な施策	内容	指標	25年度	目標値 (29年度)	担当
9	男女共同参画に関する国際的な情報の収集・提供	国際的な視点から男女共同参画についての情報収集や提供を行います。	情報提供の回数	2回	3回以上	男女共同参画室
10	学校における国際理解教育の推進	担当・担任と外国語指導助手（ALT）との協力による英語（活動）学習を推進するとともに、教育活動全般において国際理解教育を推進します。	各中学校、高校にALT 1人を配置、5校に1人以上の小学校専属ALTを配置	24人	32人	学校教育課
11	国際理解講座等の実施	国際交流員による国際理解講座等を開催します。	国際理解講座等の実施回数	7回	7回以上	文化国際課
12	社会教育団体等の活動支援	前橋ユネスコ協会と共催で国際理解バスを実施し、貧困、差別、環境問題など世界中の様々な課題解決に取り組む国際協力機構等を訪問するなどにより世界の現状を知る機会とします。	国際理解バス（事業）への参加者	24人	30人	生涯学習課
13	在住外国人支援事業の実施	外国語による相談、日本語教室の開講、生活情報の提供等を行い、外国人市民の生活を支援します。	①外国人相談窓口の開設回数	①週2回	①週2回	文化国際課
			②日本語教室の開講数	②週3日7教室	②週3日7教室	
			③生活情報の提供 5か国語（英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語・日本語）により、ホームページで生活情報を提供	③5か国語によりホームページで生活情報を提供	③5か国語によりホームページで生活情報を提供	

施策の方向 2 互いの性を尊重する社会づくり

主な施策(4) 生涯を通じた健康づくりへの支援

現状と課題

- 女性も男性も、互いの性を十分に理解し合い尊重し合って生きていくことは男女共同参画社会を形成していく上で大事なことです。特に女性の身体には妊娠や出産のための仕組みが備わっていることから、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。
 なお、市民意識調査によると、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ³）」の認知度は10%にも届かず、たいへん低い水準となっています（図表 52）。
- 全国的にみても、子宮頸がんや乳がんの検診受診率は低く、本市においても他のがん検診に比べ、これらの受診率は低率です（図表 25）。また、子宮頸がんの低年齢化や乳がんによる罹患率が増加傾向にあります。
- 母子保健サービスの向上や医療の進歩により、わが国の周産期死亡率等は減少を続けています。一方で、低体重児出産が問題となっています。低体重児の要因として、多胎妊娠、妊娠前の母親のやせ、低栄養、妊娠中の体重増加抑制、喫煙等の因子が報告されており、女性の年代に応じた心と体の健康づくりを総合的に支援していくことが求められます。

図表 25 がん検診の受診率の推移 (%)

	平成 18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
子宮頸がん	15.9	17.7	16.6	18.5	19.5	18.8	24.5
乳がん	15.9	20.9	24.5	28.2	27.5	18.2	22.5
胃がん	25.6	26.7	24.8	24.3	24.8	24.4	28.5
大腸がん	31.0	32.2	28.7	28.5	29.1	29.7	34.8
肺がん	35.8	45.9	34.8	36.0	35.1	35.1	40.8
前立腺がん	31.5	34.5	30.1	31.8	33.8	33.7	39.7

資料：健康増進課

³ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖の健康・権利）：

リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、平成6年の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時に責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされています（内閣府 第3次男女共同参画基本計画）。

取組方針と具体的な施策

- ◇ ライフステージにより異なる女性特有の健康問題への理解を深めるとともに、思春期保健の充実を図ります。
- ◇ 母性機能の重要性を啓発しながら、安全・安心な妊娠・出産準備を支援します。

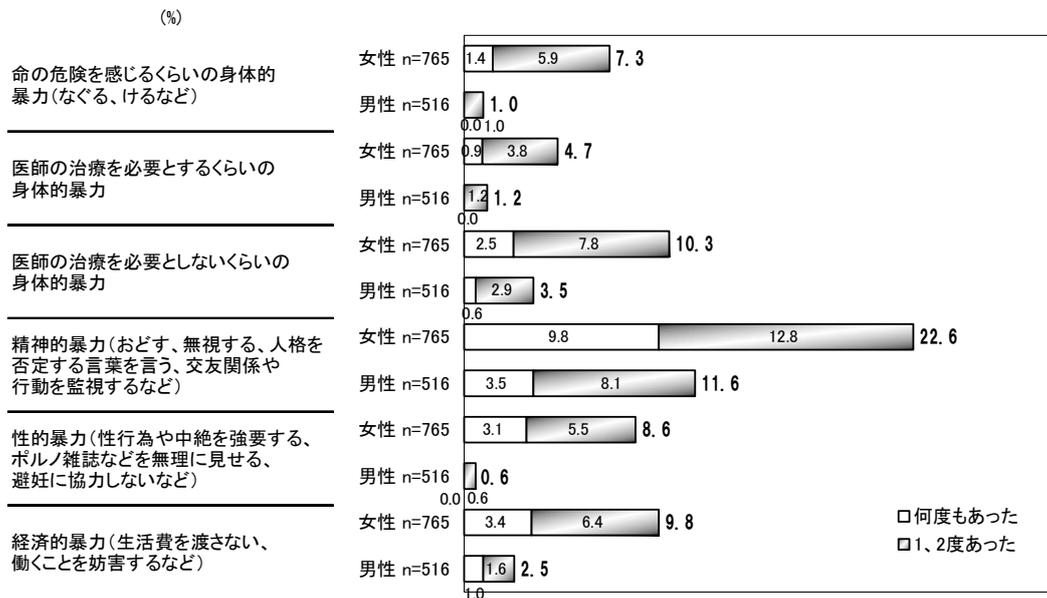
	具体的な施策	内容	指標	25年度	目標値 (29年度)	担当
14	思春期を中心とした心の教育・性教育の推進	特別活動、保健学習を中心に教育活動全般において心の教育・性教育を推進します。	性教育（エイズ予防教育）推進委員会の開催	2回	2回以上	学校教育課
15	妊産婦への健康支援の実施	おなかの赤ちゃんをみんなで守る事業や妊婦健康診査費助成事業を推進するとともに、一般不妊治療費助成事業を行います。	妊娠届出時健康相談の実施状況及び制度利用者数	充実	充実	こども課
16	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの取組	生涯を通じた女性の健康支援のため、無料で子宮頸がん・乳がん検診を行います。	検診受診率の向上	・子宮頸がん：24.5% ・乳がん：22.5% (24年度)	・子宮頸がん：50% ・乳がん：50%	健康増進課
		エイズ・性感染症に関する啓発活動・HIV検査を実施します。	HIV検査の実施数	予約可能数の75% (24年度252件)	予約可能数の80%	衛生検査課
		性と生殖の健康・権利の考え方について理解を深めるため、情報提供を行います。	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の言葉と内容の周知回数	1回	2回以上	男女共同参画室

主な施策(5) 配偶者等からの暴力の防止・被害者の保護・自立支援 (前橋市DV防止基本計画)

現状と課題

- 市民意識調査から、配偶者や恋人などからの暴力被害の経験について、「命の危険を感じるくらいの身体的暴力」を受けたことがある女性は、女性回答者の7.3%となっており、すべての項目で女性の回答が上回っています(図表 26)。配偶者や恋人間の暴力は女性の被害が圧倒的に多いことがわかります。

図表 26 配偶者や恋人などからの暴力被害の経験



資料：市民意識調査(平成24年)

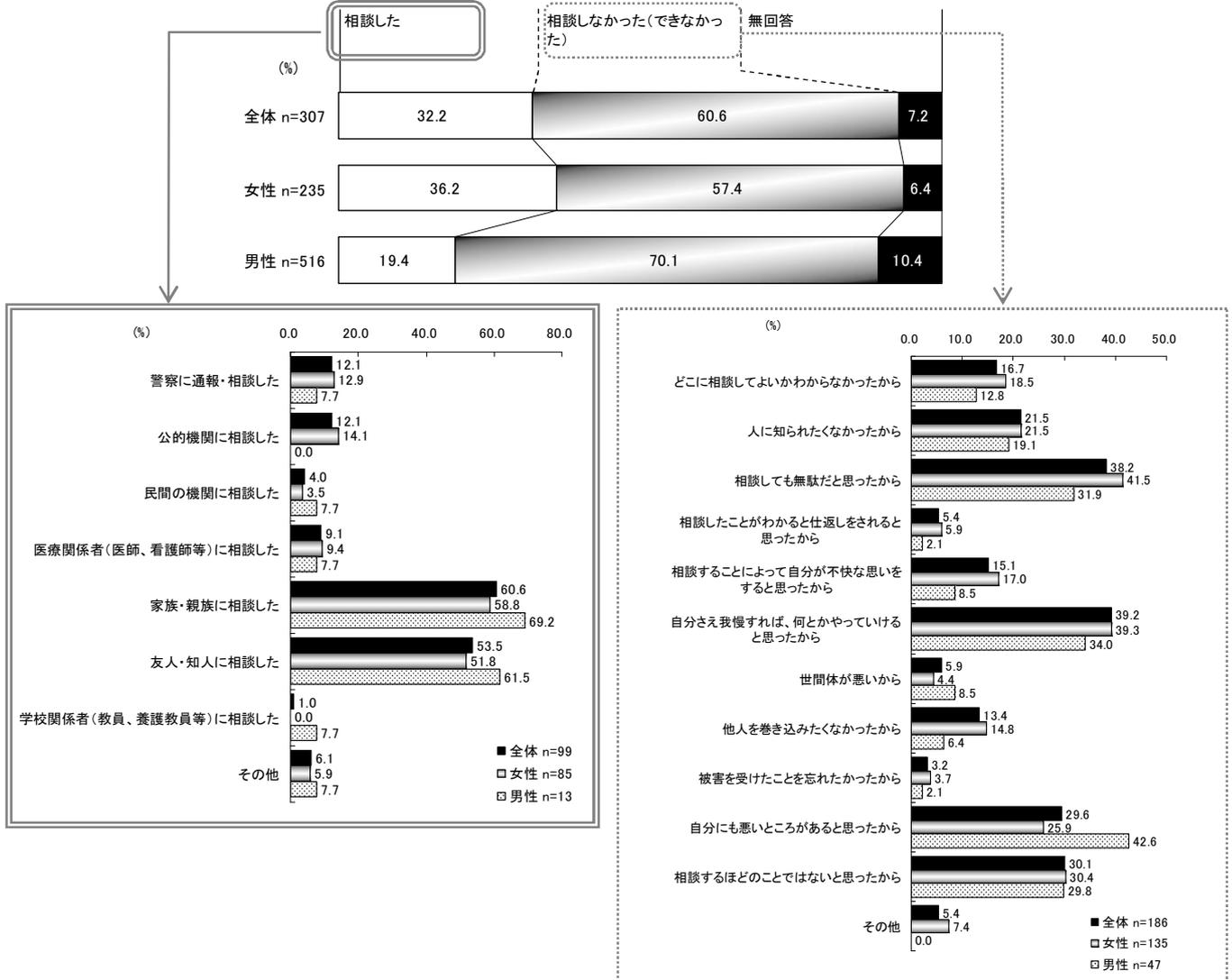
- 暴力を受けた時の相談先については、「相談した」は32.2%にとどまり、多くの方が被害にあっても相談しておらず、相談した人も相談先は「家族・親族」(60.6%)や「友人・知人」(53.5%)が圧倒的に多くなっています。相談先の第3位は「警察」「公的機関」ですが、どちらも12.1%とたいへん少なく、公的機関に相談する人が少ないことがわかります。相談しなかった理由について、「自分さえ我慢すれば、何とかやっていけると思ったから」(39.2%)、「相談しても無駄だと思ったから」(38.2%)、「相談するほどのことではないと思ったから」(30.1%)、「自分にも悪いところがあると思ったから」(29.6%)が続いています(図表 27)。

このように被害者が相談しないのは、配偶者や恋人間の暴力が重大な人権侵害であるという意識が未だ低いことや、被害者の無力感、自己否定感が要因となっていることが考えられます。また、公的機関等へ相談したという回答が少ないことや、相談しなかった理由として「どこに相談してよいかわからなかったから」とする回答がみられることから、相談機関についてさらにPRが必要です。

- 内閣府が平成23年11月に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、10歳代、20歳代のときの交際相手から、“身体的暴行”“心理的攻撃”“性的強要”のいずれかの被害を受けたことがある人は10.1%(女性13.7%、男性5.8%)で、男女ともに年齢が低いほど被

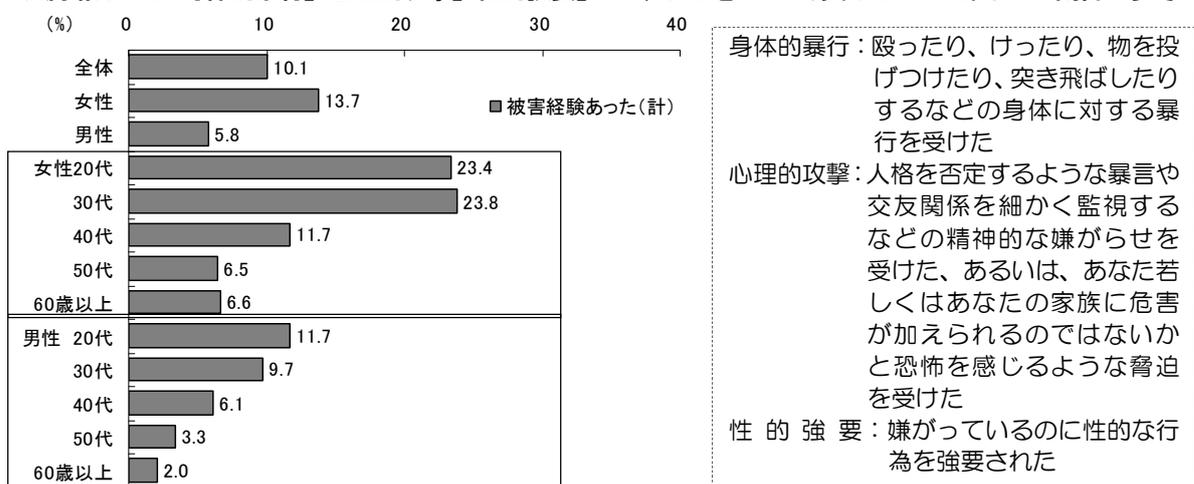
害経験が多く、特に女性の20～30代では2割を超えています（図表28）。なお、このような交際相手からの被害に遭った女性の約30人に1人は命の危険を感じたことがあるとも報告されています。

図表 27 暴力を受けた時の相談状況・相談先・相談しなかった理由



資料：市民意識調査（平成24年）

図表 28 交際相手から「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことがある人の割合<参考>



資料：男女間における暴力に関する調査（平成23年度内閣府調査）

注：被害経験あった(計)とは「1、2度あった」と「何度もあった」の合計です。

取組方針と具体的な施策

◇ 配偶者等からの暴力防止に向けて、情報提供、教育、被害者の安全確保、相談体制や自立支援など総合的な支援に取り組んでいきます。

順序

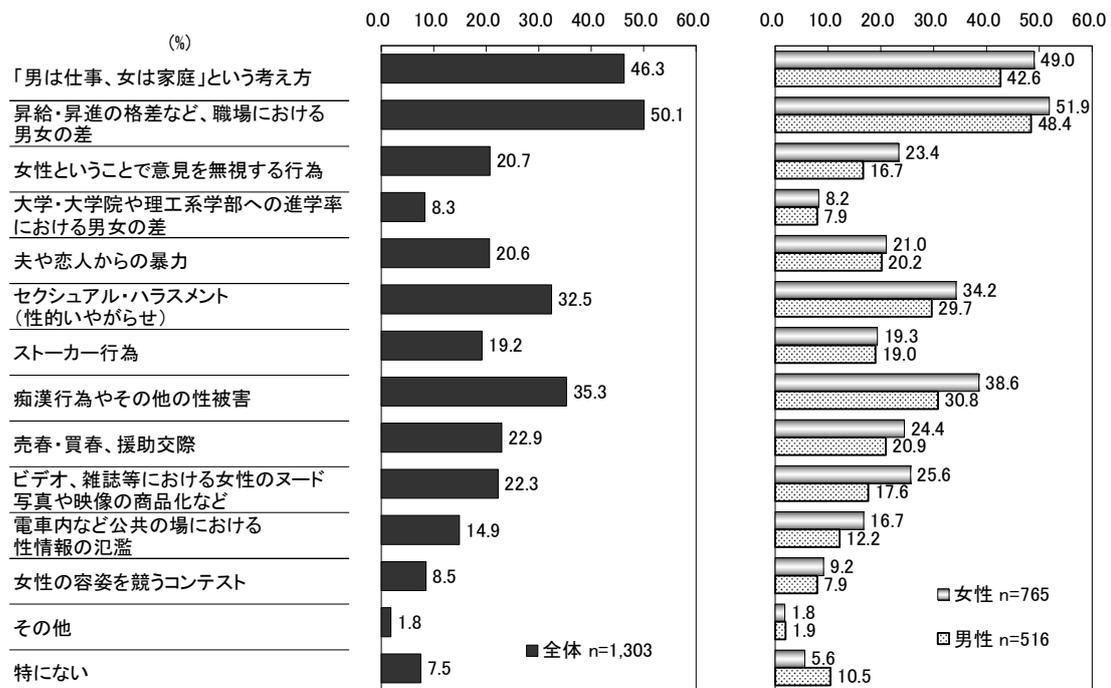
	具体的な施策	内容	指標	25年度	目標値 (29年度)	担当
17	DV防止の意識づくり	DVに対する情報提供・働きかけを行います。	相談カードの配布枚数	200枚	300枚	男女共同参画室
18	DV等に関する相談・支援体制の充実	適切な対応が図れる相談体制の充実を図るとともに、相談員の資質の向上に努めます。また、身近な支援の窓口として周知を図っていきます。	相談員研修の受講回数	3回	3回以上	男女共同参画室
19	配偶者暴力相談支援センターの設置	DV被害者の支援のため、配偶者暴力相談支援センターの設置について関係各課と検討します。	配偶者暴力相談支援センターの設置	未設置	設置	男女共同参画室
20	DV被害者支援関係機関の連携の強化	幅広い分野にわたる関係機関等が認識や情報を共有し、効果的に連携できるよう体制を整備します。	関係機関の担当者会議への出席	3回	3回以上	男女共同参画室
21	女性の防御力の向上	女性がターゲットとなる犯罪被害から自分で身を護るための実践的な学習機会を提供します。	セルフディフェンスセミナーの開催回数	1回	2回以上	男女共同参画室
22	デートDV対策	デートDVに対する情報提供・働きかけを行います。	情報提供・働きかけの回数	1回	2回以上	男女共同参画室

主な施策(6) 女性に対する暴力の根絶

現状と課題

■ 女性の人権が尊重されていないと感じる割合としては、「ストーカー行為」が19.2%、「夫や恋人からの暴力」が20.6%、「セクシュアル・ハラスメント」が32.5%となっており、「昇給・昇進の格差など、職場における男女の差」(50.1%)や「男は仕事、女は家庭」という考え方(46.3%)に比べると、依然として低い水準にあります。これらが女性の人権を侵害するものであるという認識を市民がもてるよう情報提供が必要です。また、「ビデオ、雑誌等における女性のヌード写真や映像の商品化」(女性25.6%、男性17.6%)、「痴漢行為やその他の性被害」(女性38.6%、男性30.8%)では男女差がみられ、女性の人権としての認識が男性で低いことがわかります(図表29)。

図表 29 女性の人権が尊重されていないと感じること



資料：市民意識調査(平成24年)

■ セクシュアル・ハラスメントやDV、児童虐待や性暴力など、あらゆる暴力は重大な人権侵害であり、人間として許されない行為です。全国的にも女性労働者等から寄せられた相談件数が多く(図表30)、市民意識調査でも女性の17.5%は何らかのセクシュアル・ハラスメントを受けた経験があると答えています。このほかストーカーや強姦、強制わいせつなども増加する傾向がみられます(図表31、図表32)。どのような理由があろうとも、暴力は許されない、許さない、という共通認識を社会全体が持つことが大切です。

図表 30 都道府県労働局雇用均等室に寄せられた職場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数<参考>

	平成 19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
事業主から	4,163	2,378	1,648	1,698	1,963	1,812
女性労働者等から	8,169	8,140	7,587	7,361	7,517	5,838
男性労働者から	517	621	488	551	544	549
その他	2,950	2,390	2,175	2,139	2,204	1,782
合計	15,799	13,529	11,898	11,749	12,228	9,981

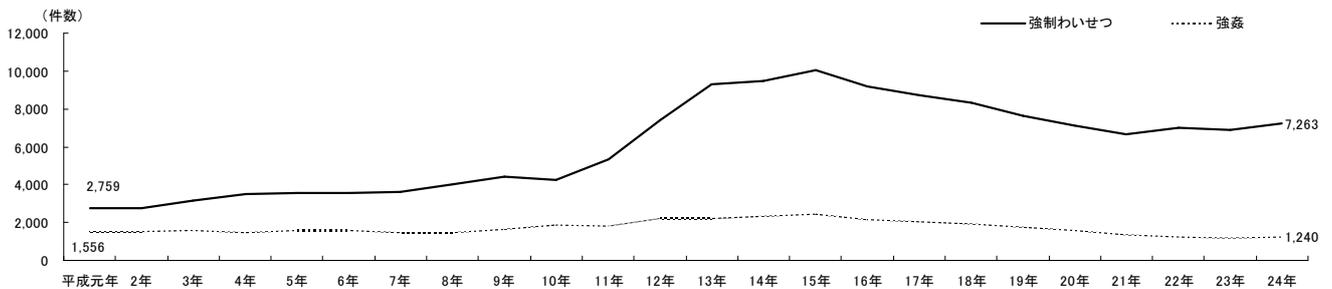
資料：平成 25 年版男女共同参画白書（備考）警視庁資料より作成

図表 31 ストーカー事案に関する認知件数<参考>

年	平成 14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年
件数	12,024	11,923	13,403	12,220	12,501	13,463	14,657	14,823	16,176	14,618	19,920

資料：平成 25 年版男女共同参画白書（備考）警視庁資料より作成

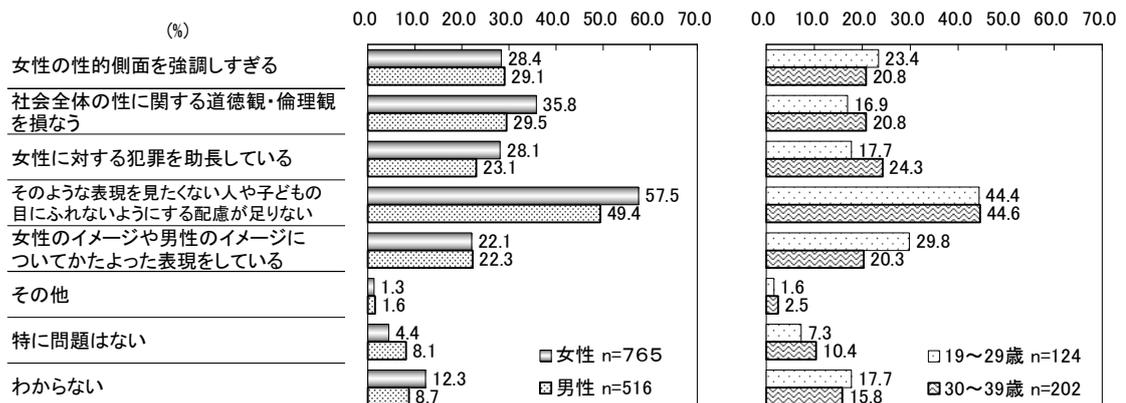
図表 32 強姦、強制わいせつ認知件数の推移<参考>



資料：平成 25 年版男女共同参画白書（備考）警視庁資料より作成

■ メディアにおける性や暴力の表現について尋ねたところ、「そのような表現を見たくない人や子どもの目にふれないようにする配慮が足りない」（女性 57.5%、男性 49.4%）、「社会全体の性に関する道徳観・倫理観を損なう」（女性 35.8%、男性 29.5%）、「女性に対する犯罪を助長している」（女性 28.1%、男性 23.1%）となっており、ほとんどすべての項目で女性が高率なことから女性の問題意識が強いことがうかがえます。また年齢別にみると、30 歳未満と 30 代はほとんどの項目で全体に比べ問題視していない傾向がみられます（図表 33）。若い頃から情報に振り回されずその信憑性を見極める力（メディア・リテラシー）を高めることが必要です。

図表 33 メディアにおける性や暴力の表現について



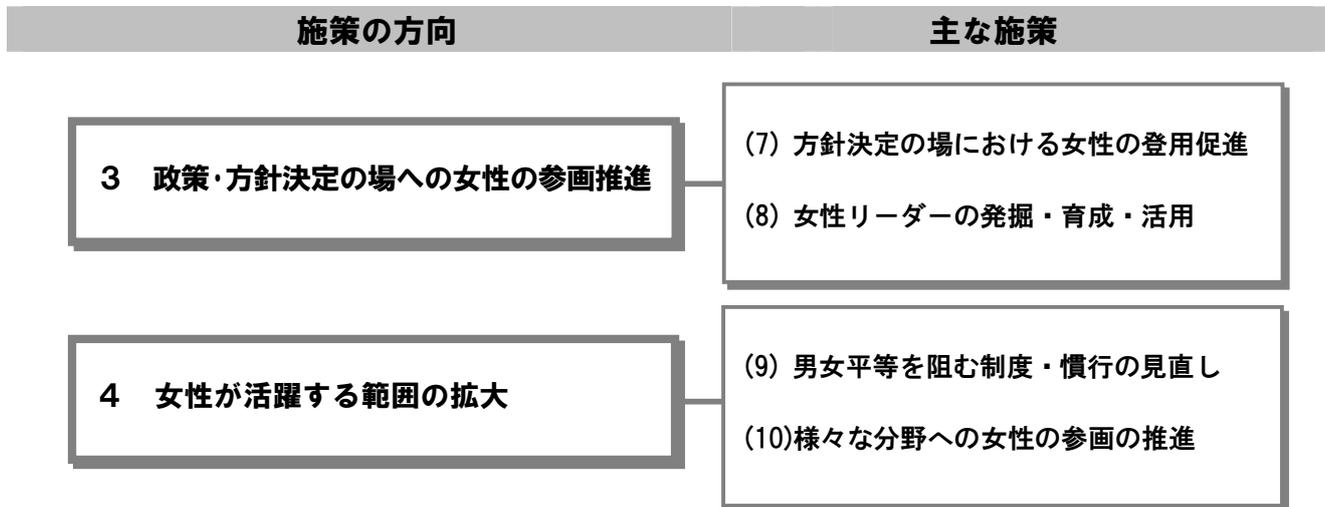
資料：市民意識調査（平成 24 年）

取組方針と具体的な施策

◇ 女性に対するあらゆる暴力をなくすための意識づくりや情報提供に取り組みます。

	具体的な施策	内容	指標	25年度	目標値 (29年度)	担当
23	女性に対する暴力防止の働きかけ	「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に集中的に広報紙やHPを通じて周知し、暴力防止に向けた意識づくりに取り組みます。	女性に対する暴力防止の働きかけの回数	1回	2回以上	男女共同参画室
24	有害環境浄化活動の推進	青少年を取り巻く有害な環境を取り除くために、環境実態調査や有害図書類自販機撤去申し入れなどを行います。	訪問活動実施回数	1回	1回	青少年課
25	セクシュアル・ハラスメント相談事業の充実	市民からの相談に適切に対応するとともに、セクハラ防止について周知します。	セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発活動と相談窓口の周知の回数	3回	3回以上	男女共同参画室
26	男女平等の視点に立った情報教育の推進	インターネット上の諸問題の深刻さや情報モラル育成の重要性を認識し、情報活用能力の向上を図るため、学校において情報発信に対する責任等を考える授業づくりに取り組み、他者を尊重する意識を養います。	情報教育主任研修会の実施	3回	3回	学務教育課

基本目標Ⅱ みんなが主役になれる まえばし



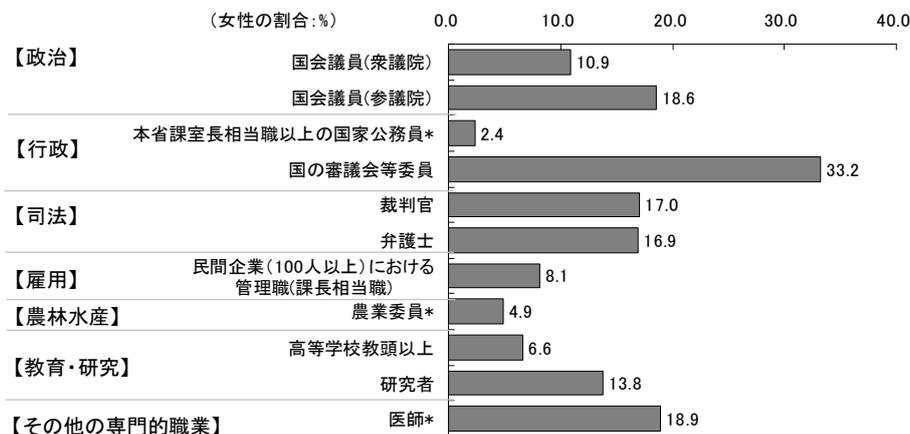
施策の方向 3 政策・方針決定の場への女性の参画推進

主な施策(7) 方針決定の場における女性の登用促進

現状と課題

■ 活力ある経済・社会を創造していくためには、多様な人材の能力を活用するとともに、新たな視点や発想を取り入れていくことが重要であり、あらゆる分野に対等に参画する環境をつくる必要があります。しかし、現状では政治、経済などの分野における政策・方針決定過程への女性の参画は進んでおらず、人口の約半分を占める女性の意見が十分に反映されているとは言い難い状況です（図表 34）。

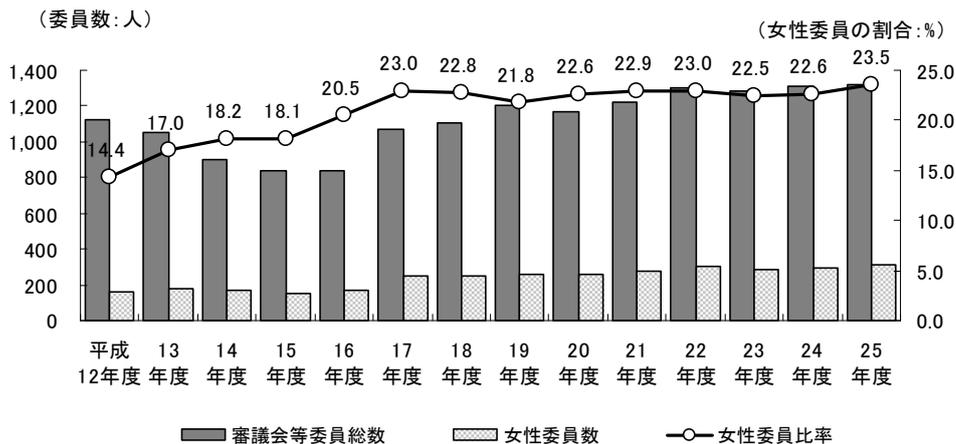
図表 34 全国 各分野における「指導的地位」に占める女性の割合<参考>



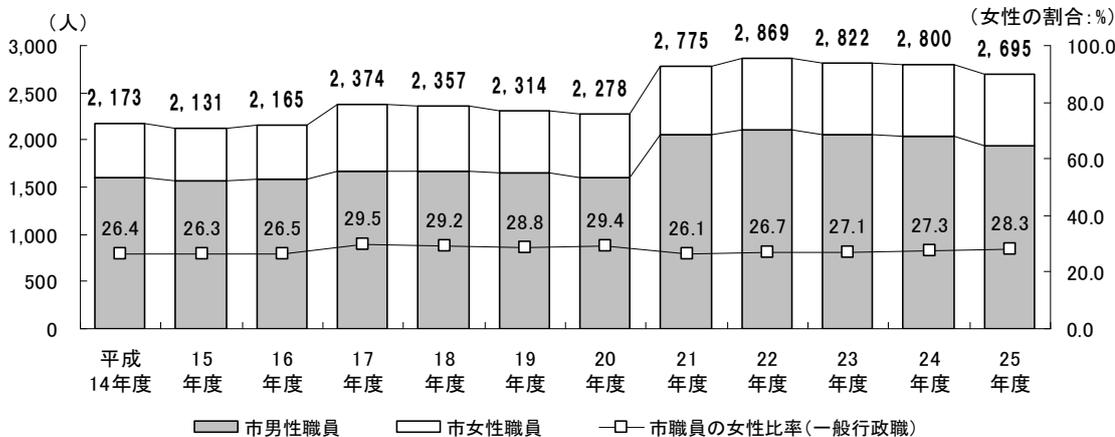
資料：平成 24 年版男女共同参画白書 「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（平成 24 年 1 月）より一部情報を更新。原則として平成 23 年のデータ（ただし、*は平成 22 年のデータ）

■ 本市では女性の政策・方針決定過程への参画を促進するため、地方自治法に基づく審議会等委員における女性の割合を平成25年度末までに30%にすることを目標に掲げ、女性委員の登用に取り組んできましたが、平成25年4月現在23.5%となっています（図表35）。また、女性委員のいない審議会ゼロをめざしていましたが、目標達成ができませんでした。審議会等への女性委員の選任についてはこれまで以上に積極的に取り組む必要があります。また、本市職員における女性の管理職は少なく（図表36、図表37）、登用を推進することが必要です。

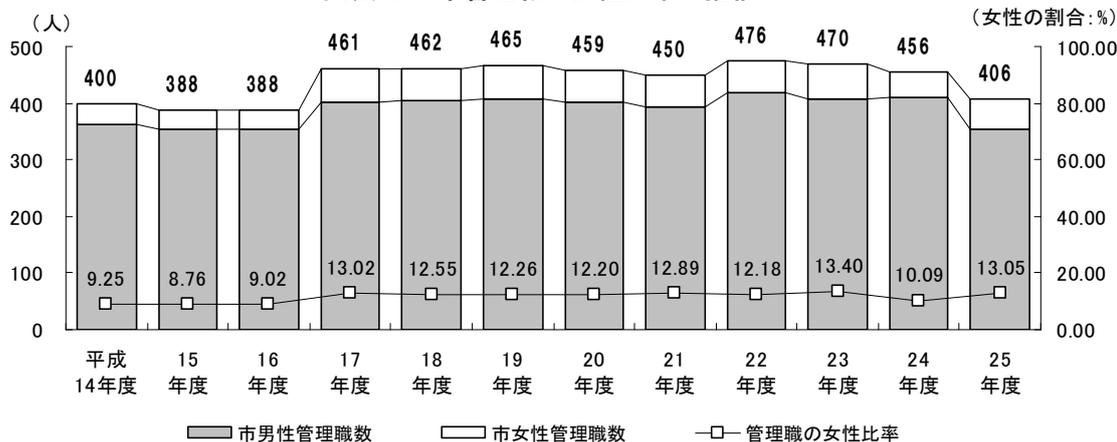
図表 35 審議会等委員における女性の割合の推移



図表 36 市職員における女性の割合の推移



図表 37 市管理職の女性比率の推移



取組方針と具体的な施策

- ◇ 市の審議会等意思決定の場への女性の積極的な登用と、それを実現するための環境づくりを進めます。
- ◇ 市職員の男女共同参画への意識を高め、管理職への女性の登用を促進します。

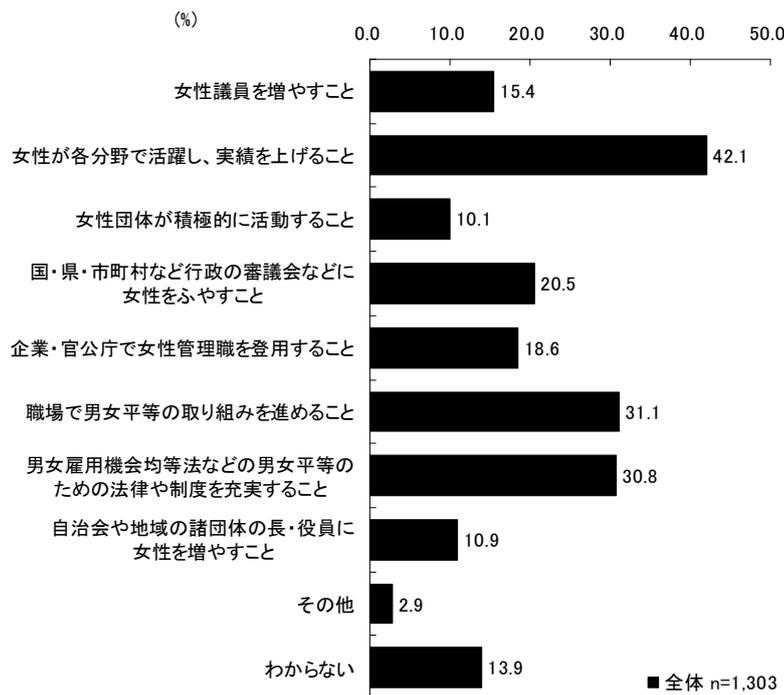
	具体的な施策	内容	指標	25年度	目標値 (29年度)	担当
27	審議会等への女性の登用促進	市の審議会等へ女性委員を積極的に登用する働きかけを行います。	女性がい ない審議 会の割合 審議会等 における 女性委員 の割合	20.2% 23.5%	0% 35%	行政管理課
28	市における女性管理職の登用促進	管理職適任者は、積極的に選考考査を受験するよう周知します。	女性職員 の管理職 の割合	13.1%	増加	職員課
			前橋市立 小・中・養 高・幼にお ける女性 管理職の 割合	校長 15.8% 教頭 11.8%	校長：20% 教頭：20%	学校教育課

主な施策(8) 女性リーダーの発掘・育成・活用

現状と課題

- 市民意識調査では、方針決定への女性の参画を進めるために大切なことの第1位は「女性が各分野で活躍し、実績を上げること」(42.1%)で、前回調査と同様でした(図表 38)。女性が実績を上げるためにも、女性が活躍しにくい社会のしくみを改めることが必要です。

図表 38 女性の社会参画で大切なこと



資料：市民意識調査（平成 24 年）

- 平成 25 年現在、本市における女性団体数は 10 団体となっています。

取組方針と具体的な施策

- ◇ リーダーとなる女性が育成される環境づくりを推進します。

	具体的な施策	内容	指標	25 年度	目標値 (29 年度)	担当
29	女性人材の発掘と育成	女性を主たる構成員とする活動団体を把握し、情報提供を行います。	女性を主たる構成員とする活動団体の把握数	10	15	男女共同参画室
30	地域リーダーへの女性の登用	女性リーダーの活躍の場を提供します。	女性を主たる構成員とする活動団体と連携した事業数	3回	3回以上	男女共同参画室

施策の方向 4 女性が活躍する範囲の拡大

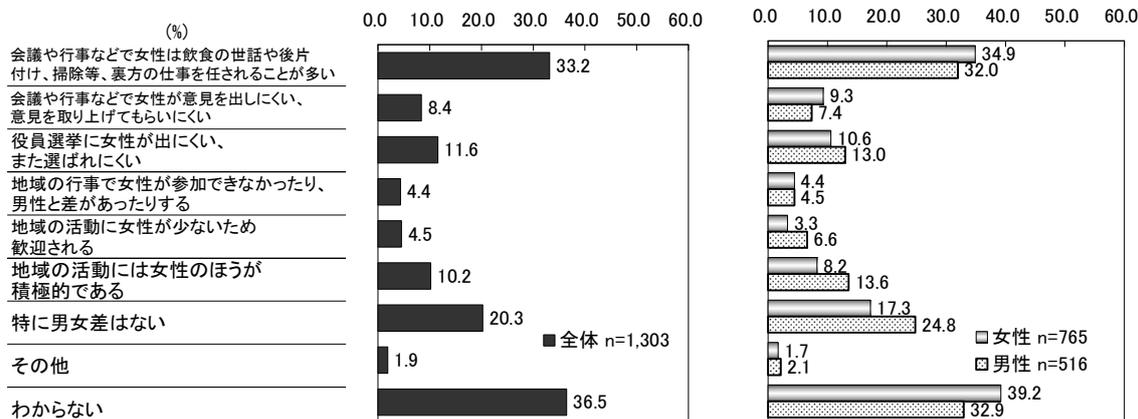
主な施策(9) 男女平等を阻む制度・慣行の見直し

現状と課題

- 市民意識調査の結果から、“男性優遇”と回答した割合は【社会通念、慣習・しきたり】において最も高く（図表 11）、また【社会全体】で男性が優遇されている原因も「男女の役割分担についての社会通念・慣習・しきたりが根強い」が71.7%（図表 19）と圧倒的多数でした。家庭、地域、学校、職場、市の政策などあらゆる場面での制度や慣行を見直す必要があります。
- 市民意識調査で自治会などでの状況を質問したところ、「会議や行事などで女性は飲食の世話や後片付け、掃除等、裏方の仕事を任されることが多い」が33.2%で最も多く、「役員選挙に女性が出にくい、また選ばれにくい」が11.6%で続きました。一方で「特に男女差はない」が20.3%（女性17.3%、男性24.8%）となっており、感じ方に「男女差」がみられます（図表 39）。この「男女差」は、男性も女性も前回調査から変化がないことから、地域活動の場における性別に関する偏りの問題は解消されていない状況といえます。

現在、地域活動を実際に運営している市民の「女性は裏方」「役員は男性」という意識を改め、男性が裏方の仕事に入ることや女性の役員が出やすい新たな方法を導入するなど、現場を変える必要があります、市も働きかけをしなければなりません。

図表 39 地域(自治会)などでの状況



資料：市民意識調査（平成 24 年）

- 自治会をはじめとする地域活動団体における方針決定の場の女性の割合や女性の参画は、依然として低い水準で推移しています（図表 40、図表 41）。

図表 40 様々な分野における方針決定の場での女性の割合 (%)

		実績値					目標 (第三次 計画)
		平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
(参考)	校(園)長	16.9	16.9	13.1	9.2	15.6	20.0
	教頭	18.2	19.5	22.4	21.1	11.7	20.0
自治会役員		10.2	12.1	10.8	11.0	11.0	15.0
各単位 PTA 会長		22.3	21.0	20.0	21.0	23.0	33.0
子ども会育成団体連絡協議会本部役員		30.0	33.0	40.0	50.0	45.0	50.0

図表 41 地域活動団体等における女性の参画状況 (%)

	実績値					目標 (第三次 計画)
	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
環境美化推進員	13.3	13.4	15.1	13.2	13.9	15.0
自主防災会	26.4	29.5	26.2	25.3	25.0	30.0
女性消防隊員の防火講習会受講者	13.0	18.0	23.0	29.0	31.0	50.0
「ようこそまえばしを進める会委員会」 ワーキンググループ	10.5	10.5	10.5	11.1	11.1	20.0

- 基本法第4条では、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮することを求めています。また、基本法第15条では男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定及び実施するに当たって、男女共同参画社会の形成への配慮を求めており、市の施策の様々な場面で配慮することが重要です。
- 本市においても条例第3条（基本理念）の第4項において、「男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない」と定めています。また第14条では、市長の求めに応じ、市民又は事業者から要望、苦情その他の意見の申出があった男女共同参画推進施策について調査するため、前橋市男女共同参画推進施策調査委員を設置しています。

取組方針と具体的な施策

- ◇ 生活に密接に関連する地域社会において、男女が共に主体的に関わることができるよう、意識啓発や環境整備に取り組みます。
- ◇ 様々な分野における男女間の格差やニーズの違いを把握し、市の施策の企画・立案、実施、評価の各段階で男女共同参画社会を実現するための視点の浸透を図ります。

	具体的な施策	内容	指標	25年度	目標値 (29年度)	担当
31	地域における制度・慣行の見直し	出前講座などの学習機会を提供するとともに、地域における男女平等を阻む慣習や慣行の実態を把握するため、市民アンケート調査を行います。	出前講座の実施回数	1回	1回以上	男女共同参画室
32	市役所における制度・慣行の見直し	職員の役割分担の見直しや各種制度の拡充を図り、職場における男女共同参画を推進します。また、男女共同参画ガイドラインを作成し、各職場に浸透させます。	各種制度の充実や研修等による働きかけ	推進	推進	職員課
			男女共同参画ガイドラインの作成	未作成	作成	男女共同参画室
33	職員研修の実施	市職員への男女共同参画に関する研修を行います。	職員研修の実施回数	2回	2回以上	職員課
				1回	1回以上	男女共同参画室

主な施策(10) 様々な分野への女性の参画の推進

現状と課題

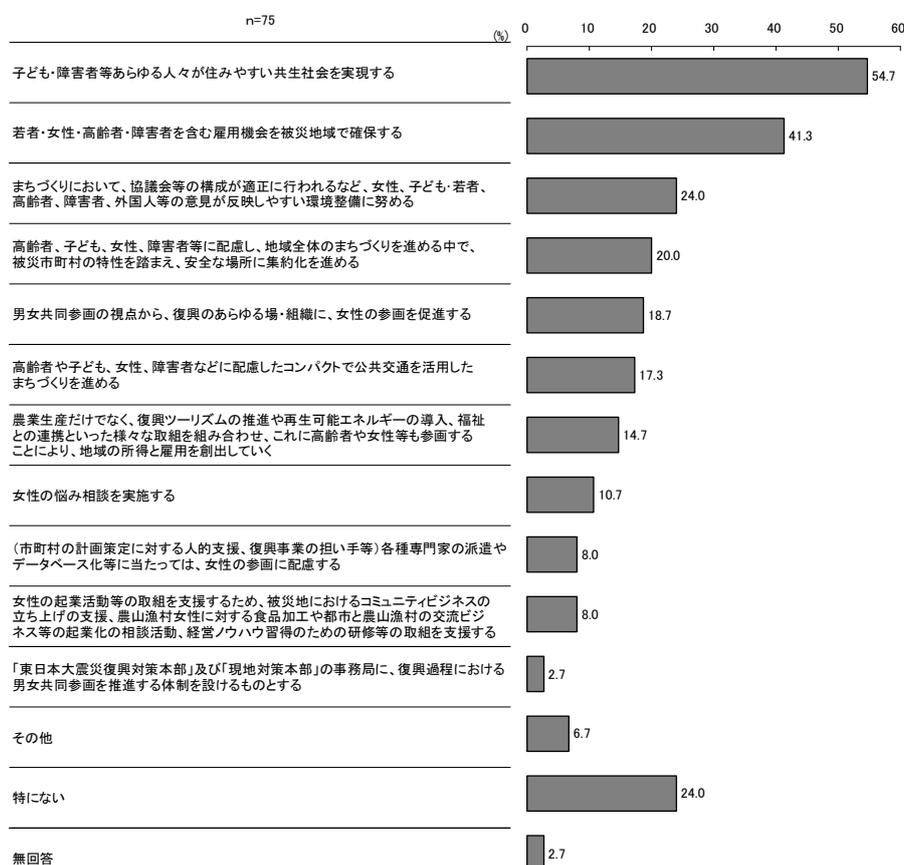
■ 全国有数の豚肉産出額を誇る本市は、地域固有の観光資源として赤城山の自然や歴史・文化等に注目しています。観光関係の業者等が設立した「ようこそまえばしを進める会」を中心に「TONTON のまちまえばし」が進められており、市は活動を支援していますが、今後は女性の積極的な参加が一層求められています。



■ 防災の分野では、東日本大震災で明らかになったように、男女共同参画の視点が不十分なために避難所の運営などに支障が起っており、防災・復興に関する意思決定の段階から、女性の参画に留意する必要があることがわかりました。

国では、平成 24 年 9 月の防災基本計画の修正に際し、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進し、併せて、障害者、高齢者等の災害時要援護者の参画を促進することが盛り込まれました。また、平成 25 年 3 月には、内閣府から「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」が提示され、女性用更衣室や男女別トイレ、授乳スペースなどの女性専用スペース、下着や生理用品の配布など女性の視点を取り入れることが求められました。市においてもこのような視点を反映させる必要があります。

図表 42 復興計画の記載で配慮されている点<参考>



資料：東日本大震災からの復興に関する男女共同参画の取組状況調査（平成 25 年 5 月男女共同参画局）
注：被災地 9 県、178 市町村に対し郵送法で平成 24 年 11 月に実施（有効回収率 80.2%）

取組方針と具体的な施策

◇ 市民の身近な生活に関わる地域活動、防災分野、観光分野において、男女共同参画の視点の導入を推進します。

	具体的な施策	内容	指標	25年度	目標値 (29年度)	担当
34	地域における男女共同参画の推進	男女が等しく自治会活動をはじめ地域における活動に参画できるよう、継続的に周知していきます。	自治会役員における女性の割合	11%	20%	生活課
35	PTA・子ども会育成会活動への男女共同参画	男女共同参画についての基本的な考え方や知識などをPTA、子ども会育成会などに周知し、地域や家庭における男女共同参画に対する意識を高めます。	女性PTA会長の割合	23%	25%	学校教育課
			女性子ども会本部役員 の割合	45%	50%	青少年課
36	防災・災害対応における男女共同参画	防災分野に女性の視点やニーズを生かすため、女性の参画を促進し、地域の安全の基盤づくりに努めます。 男女共同参画の視点に立った防災体制を確立するために、各種防災訓練等を通じ、日ごろからの防災分野における女性の参加者を拡大します。	自主防災組織活動（防災訓練・出前講座受講を含む）への女性の参加	-	30%	危機管理室
		男女共同参画の視点に立った防災・災害対応の体制を確立するために、女性の参加者を拡大します。	男女共同参画の視点に立った防災・災害対応に関する情報提供	2回	2回以上	男女共同参画室
		消防団員確保の取組として、女性消防団員の入団促進を図ります。	女性消防団員数	9人 (H25年11月現在)	20人	消防局 (総務課)
37	観光分野における男女共同参画	新しい観光都市としての前橋づくりに取り組み、観光サービスを提供していく「ようこそまえばしを進める会」への女性の参画を促進します。	ワーキンググループの女性の参加率	11%	20%	観光課

基本目標Ⅲ 多様なライフスタイルを実現できる まえばし

施策の方向	主な施策
<p>5 男女がいきいきと働ける環境の向上</p>	<p>(11)職場における男女共同参画の推進 (12)女性のチャレンジ支援 (13)農業分野への男女共同参画の推進</p>
<p>6 安心して子育て・介護ができる暮らしの支援</p>	<p>(14)すべての子育て家庭に向けた子ども・子育て支援 (15)すべての家庭に向けた介護支援</p>
<p>7 ゆとりある生活の推進</p>	<p>(16)ワーク・ライフ・バランスの推進 (17)多様な活動への男女の参画促進</p>

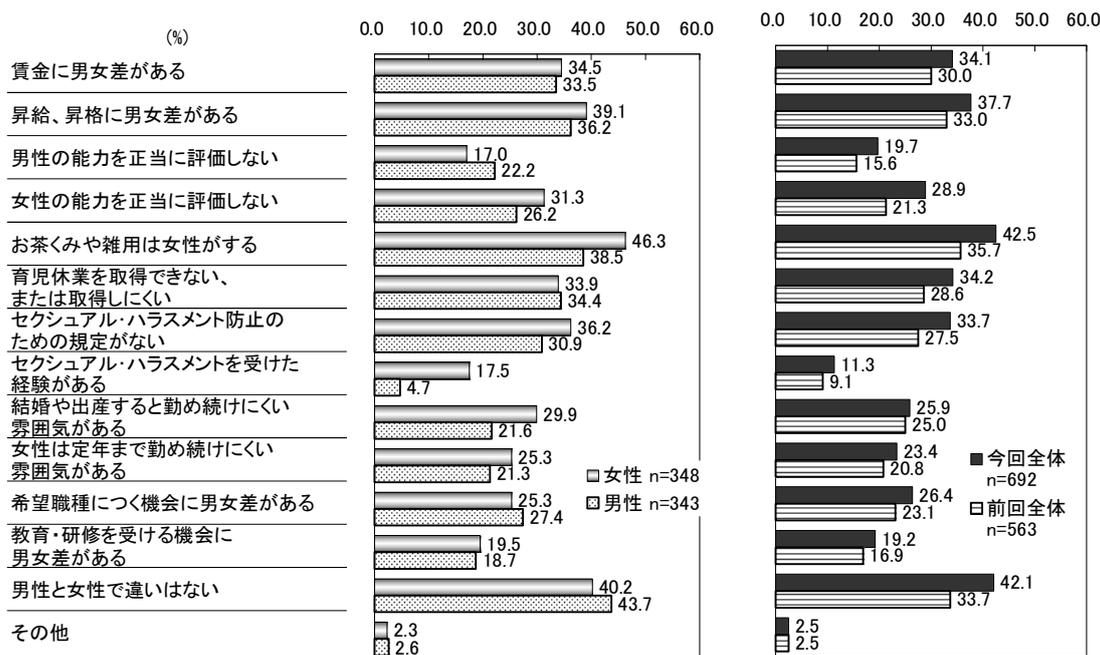
施策の方向 5 男女がいきいきと働ける環境の向上

主な施策(11) 職場における男女共同参画の推進

現状と課題

- 市民意識調査では、【職場】で男女が「平等」であるとの回答は 23.3%にとどまり、“男性優遇”が53.8%と半数を超え（図表 11）、男性優遇が根強いことがわかりました。どのようなところに男女の差があるかを質問したところ、「男性と女性で違いはない」が42.1%と前回調査から8.4ポイント上がりました。しかし一方では、「お茶くみや雑用は女性が行う」が42.5%（女性46.3%、男性38.5%）とこれを上回り、「昇給、昇格に男女差がある」が37.7%（女性39.1%、男性36.2%）、「賃金に男女差がある」が34.1%（女性34.5%、男性33.5%）と続いています。また、「育児休業を取得できない、取得しにくい」（34.2%）、「セクシュアル・ハラスメント防止規定がない」（33.7%）も職場の課題を示しています（図表 43）。

図表 43 職場での男女差について(現在働いている人への質問)



資料：市民意識調査（平成 24 年・19 年）

- 群馬県男女共同参画推進条例では、事業者に対し、男女共同参画の推進に係る責務（第 6 条）を規定するとともに、普及啓発などを行う「男女共同参画推進員」の設置（第 15 条）を定めています。平成 25 年度現在、本市には 121 人が任命されています。主な役割は以下の通りです。

- ◇仕事と家庭が両立できる職場づくり（育児・介護休業が取得しやすい仕組みや環境の整備、男性の育児・介護休業取得促進、育児休業後の職場復帰支援、短時間勤務やフレックスタイムなど多様な働き方の導入、半日又は時間単位の休暇制度の導入）
- ◇女性の能力の活用（各種研修への女性の参加の推進、性別にとらわれない能力や成果に配慮した人事制度の確立）
- ◇男女が共に働きやすい職場環境づくり（残業の削減促進、計画的に有給休暇が取得しやすい環境づくり）
- ◇セクシュアル・ハラスメントの防止（セクシュアル・ハラスメント防止の方針の周知、相談・苦情受け付け窓口の整備など）

取組方針と具体的な施策

◇ 労働と家庭的責任に関する法律や、セクシュアル・ハラスメント防止のための事業主が配慮すべき事項について理解を広めていくとともに、男女共同参画を推進する事業所の動機づけを推進します。

	具体的な施策	内容	指標	25年度	目標値 (29年度)	担当
38	産業振興・社会貢献優良企業表彰の実施	男女共同参画に積極的に取り組んだ企業を表彰し、男女共同参画に対する企業の取組を促進します。	表彰企業数	16社	16社	産業政策課
39	公共調達における評価等	市の入札に参加を希望する業者の男女共同参画に対する取組を評価します。	実施	未実施	実施	契約課
40	男女職員の採用及び職域の拡大	市の組織において男女共同参画を推進するため、男女共に新たな職域への配置を拡大します。	個人の能力に応じた新たな職域への配置	-	拡大	職員課
41	事業所への労働法等の啓発	男女雇用機会均等法の順守や職場における妊産婦保護 ⁴ の推進等、男女が働きやすい職場環境づくりに向けた働きかけを行います。	前橋市における男女共同参画推進員数	121人	増加	男女共同参画室 産業政策課

⁴ 妊産婦保護：

妊娠届出時、働く女性については、母子健康手帳とともに母性健康管理指導事項連絡カード（母健連絡カード）が配布されます。主治医等は、妊娠中または出産後の働く女性に対して、健康診査等の結果、通勤緩和や勤務時間短縮等の措置が必要であると認められる程度の指導事項がある場合、この「母健連絡カード」に必要な事項を記入して渡します。妊娠中又は出産後の働く女性は、事業主にカードを提出し、事業主はカードの記入事項に従って通勤緩和や勤務時間短縮等の措置を講じることとなっています。

主な施策(12) 女性のチャレンジ支援

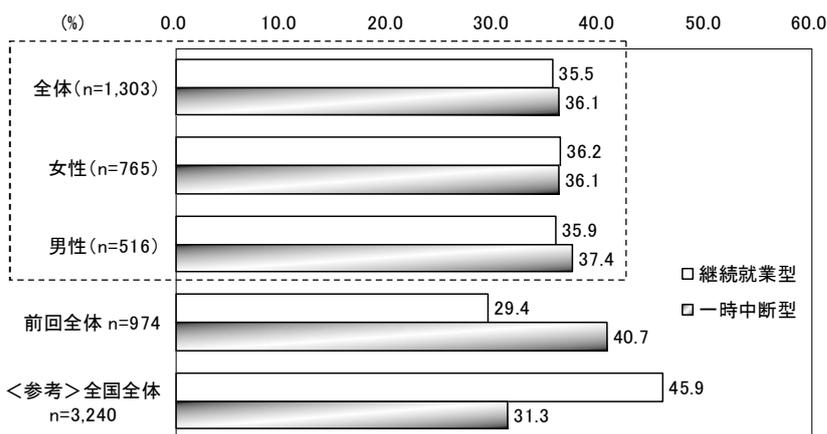
現状と課題

■ 本市においても女性の労働力率は、結婚・出産・子育て期にあたる20代後半から30代にかけて低下するM字カーブを描いています（図表9）。

一般的に女性が職業をもつことについて、市民意識調査では「一時中断型」（「子どもが成長したら再びもつ方がよい」）が36.1%、「継続就業型」（「子どもができて職業を続ける方がよい」）が35.5%と両者が拮抗しています。前回調査では一時中断型（40.7%）が継続就業型（29.4%）を大きく上回っていましたが、両者の差が大幅に縮小しました。参考として、全国調査（平成21年）では継続就業型が一時中断型を大きく上回っています（図表44）。

人口減少時代に入り、社会経済的にみても労働力確保が求められ、女性の就業継続、再就職や起業が実現できる環境整備が必要となっています。

図表 44 一般的に女性が職業をもつことについて



資料：市民意識調査（平成24年・19年・平成21年世論調査）

取組方針と具体的な施策

◇ 女性が職業能力の開発・向上に主体的に取り組むことができるよう、各種講座の開催や情報提供等を行うとともに、起業や再就職をはじめ新たな分野やさらなる活躍に向けたチャレンジを支援します。

	具体的な施策	内容	指標	25年度	目標値 (29年度)	担当
42	再就職支援	就労に必要な知識や技能を取得するためにパソコン講座等を開催します。	就職活動支援のため各種講座への参加者数	172人	200人	産業政策課
43	女性起業家支援	起業を志す女性を対象に、起業を成功させるために必要な知識を習得するセミナーを開催します。	セミナーの開催数	未実施	2回以上	男女共同参画室

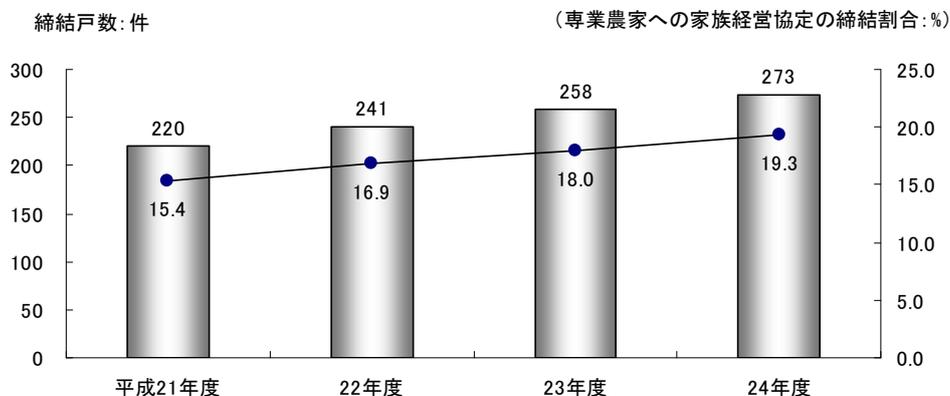
主な施策(13) 農業分野への男女共同参画の推進

現状と課題

- 本市では農業委員・農業協同組合における女性の役員はいませんが、平成25年度以降各2名となっています。しかし、農林水産業分野では、女性の働きが大きなウェイトを占めているにもかかわらず、固定的な性別役割分担意識が強い分野といわれており、今後、一層啓発を進めていく必要があります。
- 平成24年度における本市の農家の家族経営協定締結戸数は273件で締結割合は19.3%となっており、平成25年の目標18%を超えました(図表45)。
- 国の農林水産業を再生させるためには、地域ビジネスの展開や新産業の創出を図る「6次産業化⁵⁾」を推進することが必要であると言われています。そのためには、消費者のニーズや食の安全に関心が高く、農水産物の加工、販売等の起業活動などで活躍の場を広げ、地域社会の維持・振興に貢献している女性の参画が不可欠であり、さらなる女性の参画推進が望まれています。

農林水産業や商工業等で自営業に従事する女性が、実質的な担い手として十分に評価されるよう、就業条件の整備や男女のパートナーシップの確立について働きかけていくことはもちろんのこと、地域ビジネスの展開や新産業の創出を図ることが必要です。

図表 45 家族経営協定の推移



資料：農業委員会事務局

⁵⁾ 6次産業化：

農林水産省では、雇用と所得を確保し、若者や子どもも集落に定住できる社会を構築するため、農林漁業生産と加工・販売の一体化や地域資源を活用した新たな産業の創出を促進するなど、6次産業化を推進しています。

取組方針と具体的な施策

◇ 農業に従事する女性が農業に魅力とやりがいをもって、能力と個性を発揮できる環境を整えます。

	具体的な施策	内容	指標	25年度	目標値 (29年度)	担当
44	家族経営協定の促進	農業に従事する女性の地位向上や世帯員各個人の意欲増進を図るために家族経営協定の促進を図ります。	専業農家への家族経営協定の締結割合 (専業農家数 1,415戸 2010農林業センサス)	20.2%	25%	農業委員会事務局
45	農村女性活動の活性化支援	女性農業団体との意見交換会や積極的な情報発信を行うなど、女性団体のネットワーク化について支援していきます。	認定農業者の推進活動及び意見交換会の開催回数	3回	6回	農林課
46	農業起業化への支援	女性の社会参画に向けた啓発や農畜産加工等による起業化について支援を行います。	講習会・研修会等の開催回数	13回	25回	農林課

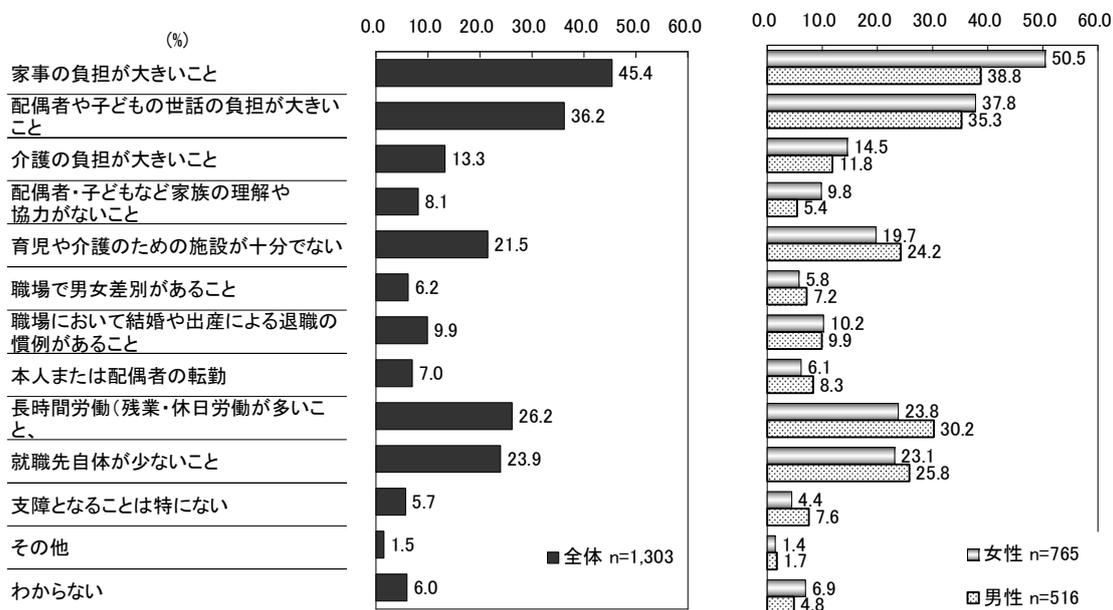
施策の方向 6 安心して子育て・介護ができる暮らしの支援

主な施策(14) すべての子育て家庭に向けた子ども・子育て支援

現状と課題

- 働く上での支障について、「家事の負担」45.4%（女性50.5%、男性38.8%）と「配偶者や子どもの世話」36.2%（女性37.8%、男性35.3%）の2項目がたいへん多く、どちらも女性の方が高率となっているのが特徴です（図表46）。家事・育児などが女性に集中する現状を改めるよう、男性への働きかけが求められています。

図表 46 男女が働く上で支障となること



資料：市民意識調査（平成24年）

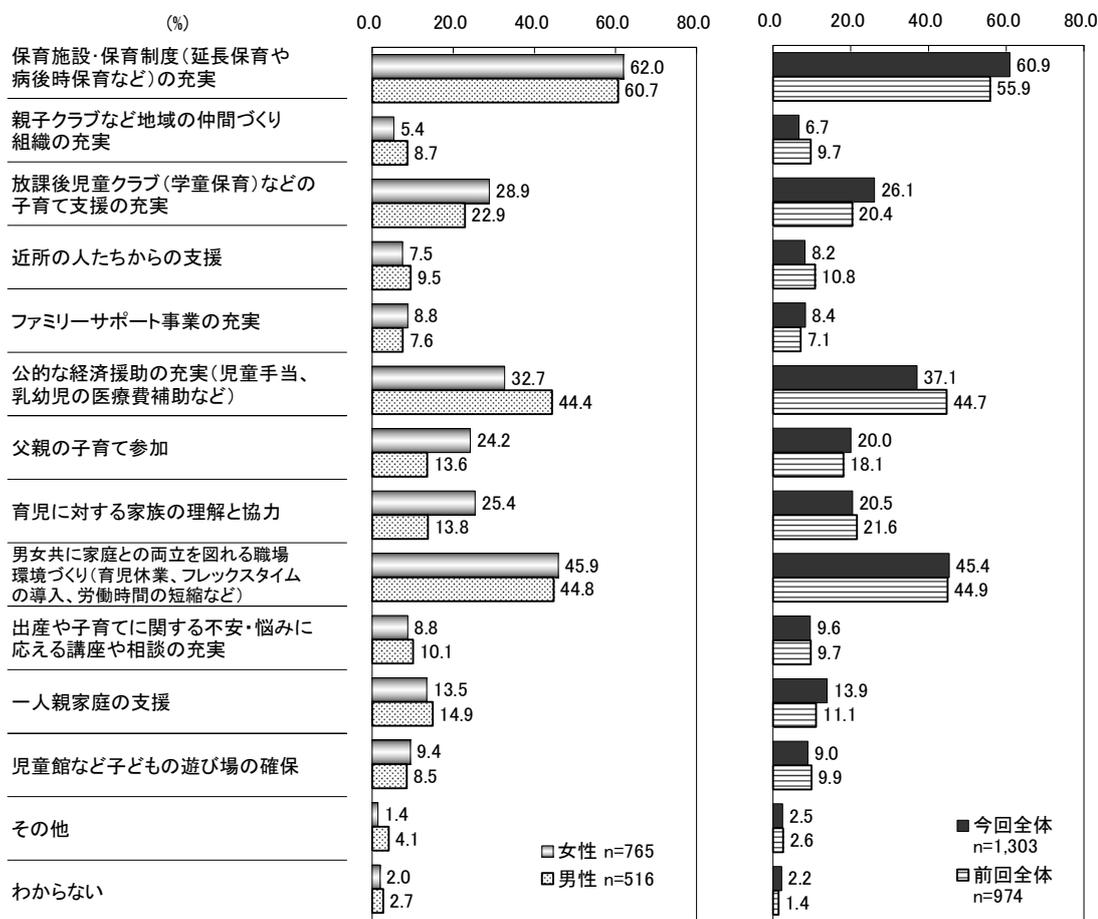
- 平日における家事・育児・介護の時間をみると、男性は「1時間」、女性は「4時間37分」で、夫婦の就業形態別でも、男性は「共働き」「準共働き」「非共働き」で差がありません（図表47）。家事・育児・介護に費やす時間は女性が男性の約4.5倍にのぼり、特に末子が就学前の場合はその差が顕著です。前回調査との比較においても男女差は拡大しており、家庭生活における男女の仕事の分担は進んでいない状況です。男性の労働時間、とりわけ子育て世代の男性の労働時間が多いことが、家庭生活の時間に影響を与えていると考えられ、ワーク・ライフ・バランスを推進する視点からも、男性の長時間労働の改善が必要です。

図表 47 共働き状況別家事・育児・介護の平均時間(1日)

		共働き家庭	準共働き家庭	非共働き家庭
全体 n=1,303	3時間17分	2時間52分	3時間21分	4時間59分
女性 n=765	4時間37分	4時間03分	4時間53分	7時間05分
男性 n=516	1時間00分	1時間06分	0時間48分	1時間02分

■ 子どもを安心して生み育てる環境整備に必要なことは、「保育施設・保育制度（延長保育や病後時保育など）の充実」（60.9%）が最も多く、次いで「男女共に家庭との両立を図れる職場環境づくり（育児休業、フレックスタイムの導入、労働時間の短縮など）」（45.4%）、「公的な経済援助の充実」（37.1%）が続いています。なお、女性は「放課後児童クラブなどの子育て支援の充実」「育児に対する家族の理解と協力」「父親の子育て参加」が多くなっています（図表 48）。前回調査との比較では、「放課後児童クラブなどの子育て支援の充実」と「保育施設・保育制度の充実」はやや増加しており、「小一の壁」といわれる就学前の保育サービスと小学校入学後の保育サービスの落差等による継続就業の難しさが垣間見られます。労働条件の改善など男性が家事等を担える条件づくり、育児・介護等への公的な支援の拡充が求められています。

図表 48 子どもを安心して生み育てる環境に必要なこと



資料：市民意識調査（平成 24 年・19 年）

■ 住民同士の支え合いを基本とするファミリー・サポート・センターについては、登録会員数も利用会員数も順調に増加し、目標を達成しました（図表 49）。

図表 49 ファミリー・サポート・センター会員数の推移

	実績値					目標 (第三次計画)
	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	
登録会員数(人)	1,271	1,371	1,495	1,530	1,560	1,150
お願い会員	936	1,008	1,106	1,129	1,140	-
まかせて会員	265	284	304	312	325	-
どちらも会員	70	79	85	89	95	-
年間利用件数(件)	3,266	3,455	5,247	5,239	5,900	4,800

■ 一方、働いている働いていないに関わらず、「子どもの病気や発育」(51.6%)と「子育てに伴う経済的負担」(50.5%)が子育て不安としてあげられています。中でも女性は「家族が子育てに協力しない」「子育てを手伝ってくれる人がいない」が特に多く、子育ての孤立化も心配されます。特に子どもが低年齢の時には子育て不安が高く、孤立化が高じると虐待に至るケースも発生しています。平成23年度の全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は約6万件と、児童虐待防止法が施行される前の平成11年の5.2倍に増加しました(図表50)。虐待による死亡件数はほとんどの年で50件を超え、高い水準で推移していると報告されています(厚生労働省)。

図表 50 全国の児童虐待相談の対応件数の推移<参考>



資料：厚生労働省

取組方針と具体的な施策

◇ 男性の子育て参加意識を促し、男女で子育てを担うことができる環境を整備します。

	具体的な施策	内容	指標	25年度	目標値 (29年度)	担当
47	多様な保育サービスの提供	保護者の多様なニーズに対応するため、延長保育事業、一時保育事業、休日保育事業、病児・病後児保育事業の充実を図ります。	実施箇所	89	98	保育課
48	ファミリー・サポート・センター事業の推進	育児の援助を行いたい人と受けたい人たちが会員となって、地域において会員同士が育児に関する相互援助活動を行うことを支援します。	ファミリー・サポート・センター登録会員数及び利用件数	1,530人 5,239件 (24年度)	1,680人 6,300件	保育課
49	放課後児童クラブの拡充	大規模児童クラブの分割と既存公設クラブを拡充します。	放課後児童クラブ利用者数	2,271人	2,500人	保育課
50	パパママ教室・マタニティセミナーの開催	妊娠中に具体的な子育ての方法を学び母親・父親がスムーズに育児ができるよう両親学級・パパママ教室・マタニティセミナーを開催します。	参加者のアンケート結果、参加人数	両親学級 670人 母親学級 840人	両親学級 700人 母親学級 900人	こども課

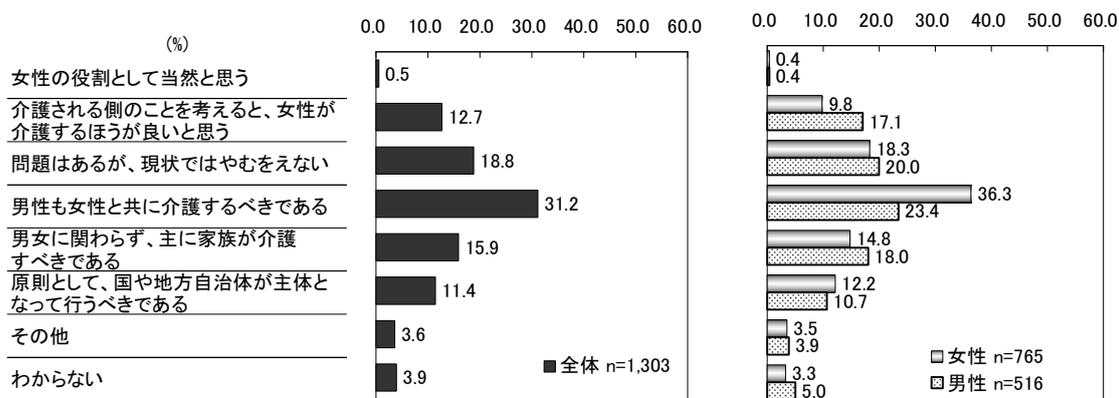
	具体的な施策	内 容	指 標	25 年度	目標値 (29 年度)	担 当
51	子育て支援の充実 及び男性の利用の 促進	地域子育て支援拠点事業、乳 幼児の育児支援事業、幼児教育 センター事業の充実を図りま す。また、父親等男性の利用を 促進します。	地域子育て支 援センター ：利用者数	96,000 人	100,000 人	保育課
			元気保育園 ：利用者数	14,000 人	14,500 人	
			乳幼児の育 児支援 ：参加者数	(24年度実績) ・あそび相談 24回855組 ・子育て食育会 17回476組 ・すこやか健康教室 39回1824人	・あそび相談 24回880組 ・子育て食育会 18回600組 ・すこやか健康教室 60回2,150人	こども課
			子育て支援 に役立つ井 戸端会議 ：実施回数	3 回	3 回	総合教育 プラザ(幼 児教育セン ター)
52	子育て相談体制の 充実及び男性の利 用の促進	各施設の子育て相談、就学・ 発達相談体制の充実を図りま す。また、父親等男性の利用を 推進します。	こども課： 家庭児童相 談件数	2,600 件	3,000 件	こども課
			幼児教育セ ンター ：相談件数	1,007 件 (平成24年度)	相談内容に 即した対応	総合教育 プラザ(幼 児教育セン ター)
			教育相談 ：学校や他の相 談機関と連携 すべき相談事 例のうち相談 者の同意を得 てできた割合	92% (平成24年度)	100%	総合教育 プラザ(教 育相談係)

主な施策(15) すべての家庭に向けた介護支援

現状と課題

■ 高齢者介護が女性の役割になりがちなことについて、「男性も女性も共に介護すべきである」が31.2%と最も多く、「問題はあるが、現状ではやむをえない」が18.8%で続いています。性別でみると、女性は「男性も女性も共に介護すべきである」が36.3%と男性（23.4%）を大きく上回っています（図表 51）。社会全体で介護を担う、性別にかかわらず担うという体制の整備が必要です。

図表 51 高齢者介護が女性の役割になりがちなこと



資料：市民意識調査（平成 24 年）

取組方針と具体的な施策

◇ 家族介護者の負担が軽減されるよう、相談体制の充実や住民の支え合いを推進するとともに、要介護者や障害者の状態に応じた多様なサービスを整備していきます。

	具体的な施策	内容	指標	25年度	目標値 (29年度)	担当
53	介護サービスの充実	介護保険のサービス基盤整備、介護予防・生活支援の拠点整備を行います。	特別養護老人ホーム等介護基盤の整備量	2,918人	3,133人	介護高齢課
54	介護についての相談体制の充実	総合相談・権利擁護・虐待防止等の地域のネットワークづくりを行います。	ネットワークづくりにおける地域ケア会議の開催数	21	35	介護高齢課
55	地域支援事業の充実	サロンや自主グループづくり支援や地域住民のボランティア育成を行います。	介護予防活動ポイント登録者数	500人	800人	介護高齢課
56	障害のある人の介助者への生活支援	日中一時支援事業を行い、心身障害児（者）の福祉および介護者の負担軽減を図ります。	日中一時支援事業（生活サポート事業）の延べ利用人数	3,908人 (24年度)	4,300人	障害福祉課

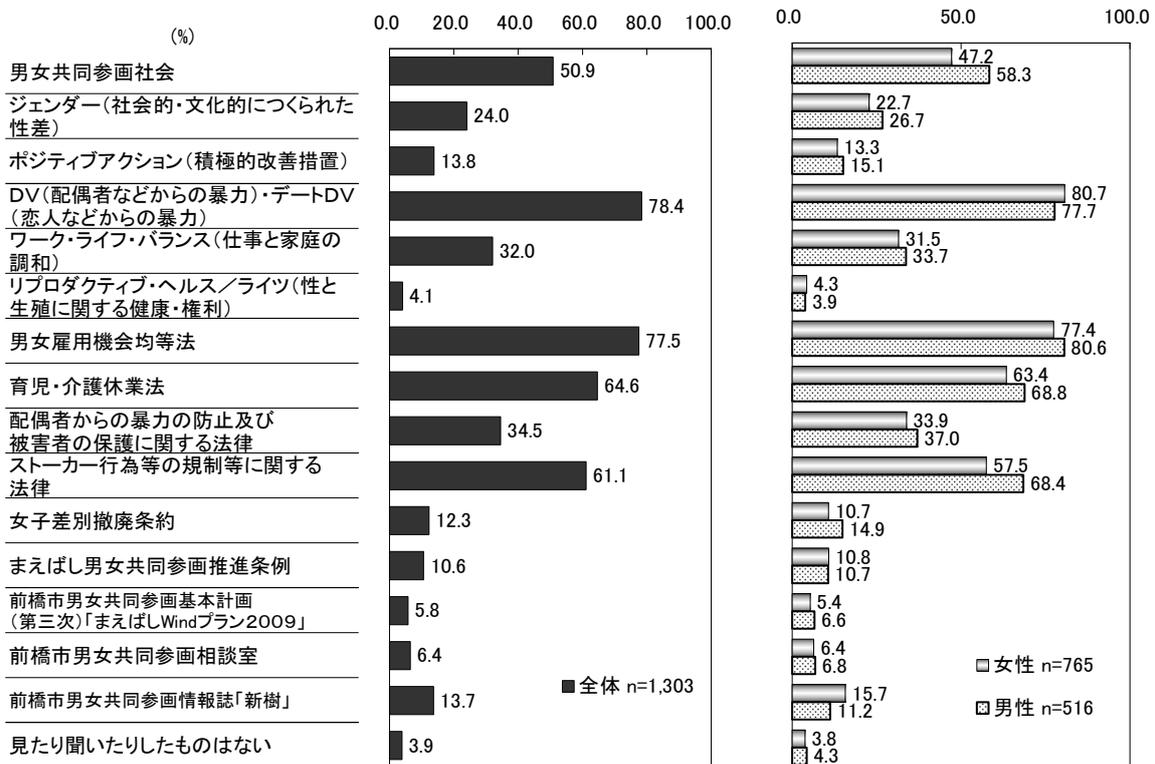
施策の方向 7 ゆとりある生活の推進

主な施策(16) ワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

- 国が推進しているワーク・ライフ・バランスとは、国民一人ひとりが、年齢や性別に関わらず、やりがいや充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、健康を維持し、趣味・学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能とするものです。また、長時間労働を当然としてきた従来の働き方を見直すことなどにより、育児・介護等も含め、家族が安心して暮らし、家庭的責任を果たす上でも重要なもので、企業にとっても生産性向上や優秀な人材確保に役立つとされています。
- 男女共同参画に関係する各種の法律・制度・用語について「見たり聞いたりしたこと」があるかをきいた質問では、「男女共同参画社会」が50.9%とようやく半数を超えました。一方、「男女雇用機会均等法」(77.5%)、「育児・介護休業法」(64.6%)、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(61.1%)と、概して法律の認知度が高くなっています。これに対して、「ワーク・ライフ・バランス」は32.0%と3分の1にとどまっています(図表52)。国の法律と異なり、市の施策や関連用語についてはマス・メディアを通じて接することが少なく、一層の広報が必要です。

図表 52 男女共同参画に関する用語や施策の認知度



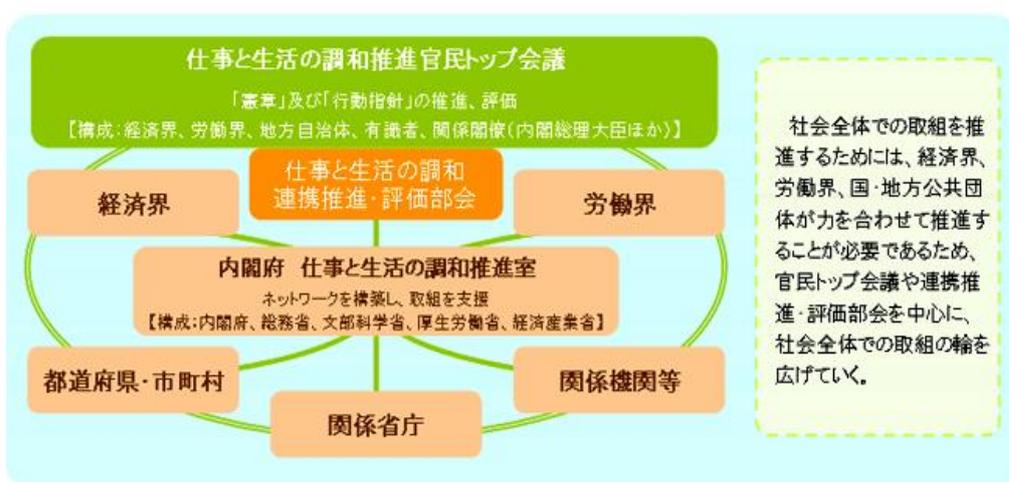
資料：市民意識調査（平成24年）

取組方針と具体的な施策

◇ 仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を自らの希望するバランスで選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスを普及していきます。

	具体的な施策	内容	指標	25年度	目標値 (29年度)	担当
57	両立支援対策	仕事と家庭、地域活動、趣味等との両立支援のための情報提供、働きかけを行います。	情報提供、働きかけの回数	未実施	2回以上	男女共同参画室
58	育児・介護休業法の制度活用	事業主や労働者に育児休業・介護休業制度について情報提供を行い、制度の普及定着を推進します。	市の助成金の利用件数	未実施	10件	産業政策課
59	ワーク・ライフ・バランスの普及・促進	職場と家庭生活の両立のためのセミナーの開催や母性保護、育児・介護のための情報収集と提供を行います。また、市内企業等の具体的な取組について紹介していきます。	「ワーク・ライフ・バランス」の周知度(男女共同参画週間アンケート)	25.5%	35%	男女共同参画室

<参考>仕事と生活の調和を推進する体制

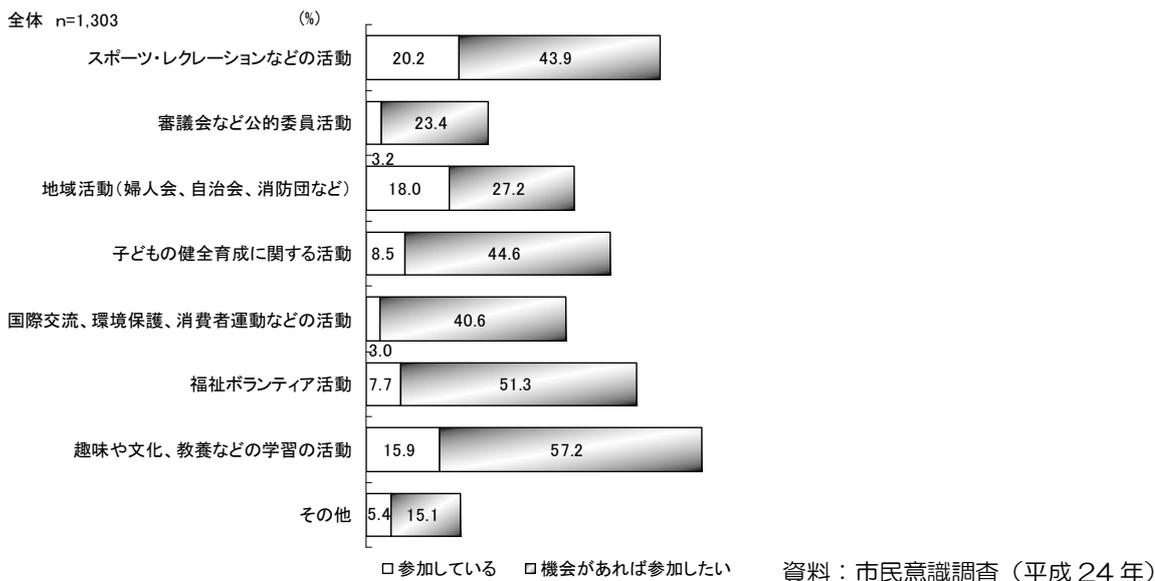


主な施策(17) 多様な活動への男女の参画促進

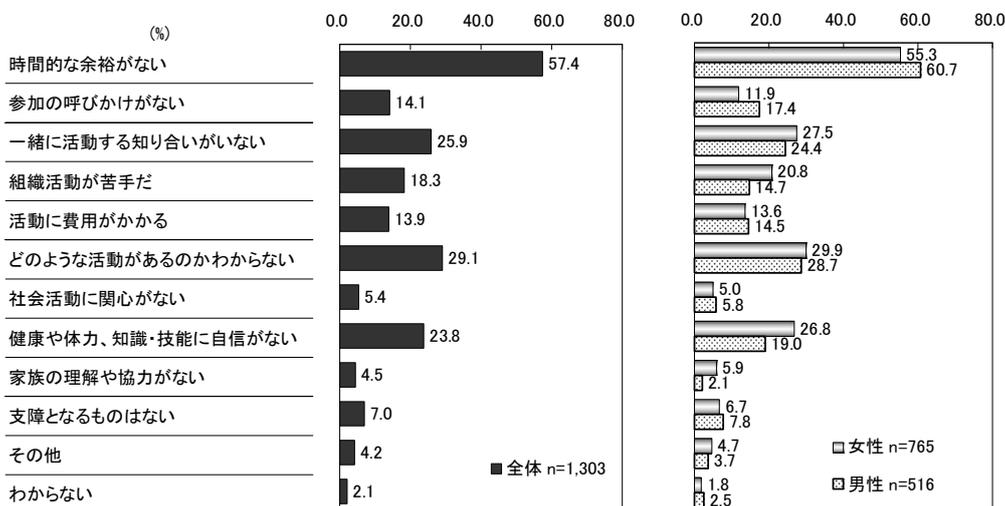
現状と課題

■ 現在参加している活動は「スポーツ・レクリエーションなどの活動」(20.2%)、「地域活動」(18.0%)、「趣味や文化、教養などの学習の活動」(15.9%)で、機会があれば参加したいものとしては、「趣味や文化、教養などの学習の活動」(55.9%)、「福祉ボランティア活動」(51.3%)、「子どもの健全育成に関する活動」(44.6%)があがっています(図表 53)。「参加している」活動は、すべての活動において前回調査を下回っており、「機会があれば参加したい」も下回るなど全体に低調な傾向がみられます。社会参加する上で支障になる要因として、57.4%が「時間的余裕がない」をあげていますが、女性は「健康や体力、知識・技能に自信がない」と「組織活動が苦手だ」、男性は「参加の呼びかけがない」が多くなっています(図表 54)。全体としては、忙しすぎる働き方や家族の世話の大変さで、地域活動に参加する意欲も低下している様子が見がわれます。

図表 53 社会参加活動の参加状況



図表 54 社会参加活動の参加で支障となるもの



取組方針と具体的な施策

◇ 男女市民の主体的な社会参加活動を支援していきます。

	具体的な施策	内容	指標	25年度	目標値 (29年度)	担当
60	男性の講座参加の促進	性的役割分担の意識を払拭し、男性が家庭生活や地域活動へ積極的に参加することを促すような男性を対象とする講座を開催します。	講座の回数	未実施	16（市内公民館で1回）	生涯学習課
61	市民ボランティア活動の促進支援	公設民営化した市民活動支援センターにおいて、NPO・ボランティア・市民活動の大きなつながりを目指し、パートナーシップによる市民活動の醸成、情報発信、市民参加の促進を図ります。	市民活動支援センターの登録団体数の増加	221 団体	270 団体	生活課

